

中華人民共和国
税務行政改善支援プロジェクト
終了時評価調査団報告書

平成18年4月
(2006年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

中国事
JR
06-15

序 文

本プロジェクトは、2004年7月14日に日本と中華人民共和国（以下、中国）政府との間でプロジェクトの基本計画等の内容について協議議事録（R/D）を締結し、開始しました。

プロジェクト協力期間中の2年間に日本からは現地セミナーの講師として15名の国税庁関係者をJICA専門家として中国へ派遣し、中国からは国家税務総局及び地方国税局等の関係者20名を研修員として日本へ招聘し、日本の国際課税制度に関する行政紹介を行いました。プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する理解は相当程度深まり、国際課税の実施体制の構築に向けた税務行政面での執行体制の強化・充実が着実に進んでいます。具体的には、移転価格調査及び課税にあたって国際ルールに沿った適正な取り扱いが浸透してきていること、ならびに事前確認、特に二国間事前確認に対する認識が深まりその活用が拡大していく兆候が見られること等の望ましい変化が見られるようになり、中国側はこれらの点で日本の先進的な経験が役立つと評価しています。

プロジェクトは、2006年3月末に協力期間が終了する予定であったことから、2006年3月に終了時評価調査を実施し、プロジェクトの成果及びプロジェクト目標の達成状況等について中国側の実施機関である国家税務総局と合同評価を実施しました。

本報告書は、これらの評価結果を取りまとめたものであります。

ここに、本調査にご協力を賜りました内外の関係各位に対しまして深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成 18 年 4 月

独立行政法人国際協力機構
中国事務所長 木村 信雄

略語一覧

JICA	国際協力機構
OECD	経済協力開発機構
PCM	プロジェクトサイクルマネジメント
R/D	討議議事録
UNDP	国連開発計画

写真



写真 1

終了時評価調査の日中合同評価会に出席する JICA 及び国家税務総局及び国税庁の関係者

左から国家税務総局国際税務司 律 蘭 官員、夏 光 宇 官員、朱 敬 処長、張 志 勇 司長、JICA 中国事務所 渡辺 雅人 次長、国税庁長官官房付 伏見 俊行、JICA 中国事務所 黒田 龍二 企画調査員、国税庁国際業務課 小杉 直史、JICA 中国事務所 馮 威 ナショナルスタッフ

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：中華人民共和国(中国)	案件名：中華人民共和国税務行政改善支援プロジェクト
分野：行政	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：中華人民共和国事務所	協力金額（評価時点）：0.169 億円
協力期間 (R/D)：2004年7月14日 協力期間：2年間 2004年4月1日～2006年3月31日	先方関係機関： 1) 実施機関：国家税務総局
	日本側協力機関：国税庁、国税庁税務大学校 他の関連協力：特になし
1-1 協力の背景と概要 独立行政法人国際協力機構（以下 JICA という）は、2004 年 7 月 14 日に日中双方で合意した討議議事録（以下 R/D という）に基づき、中国と諸外国との貿易量、外国企業による対中国直接投資額の飛躍的な伸びを背景に急務となっている多国籍企業や国際的な事業展開を行う企業の経済活動に対する国際課税の執行体制の強化・拡充のための税務行政当局の人材育成に係る技術協力を目的として、2004 年 4 月から 2006 年 3 月までの 2 年間の協力期間で、国家税務総局を実施機関として「税務行政改善支援プロジェクト」（以下プロジェクトという）を実施している。2006 年 3 月にプロジェクトの協力期間が終了する予定であることから、R/D 附属文書 II の 1.1 に定められた JICA と国家税務総局による合同終了時評価調査を実施することとした。	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標 中国において多国籍企業等に対する国際課税の実施体制が改善され、日中間を始めとして中国と外国企業との経済交流が促進される。	
(2) プロジェクト目標 日本の国際課税制度に関して、制度運用、徴収実務等の実務的な観点から日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を中国側に紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局者が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め、円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される。	
(3) 成果 1) 日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づく国際課税制度の運用に関する日本側の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、国際的な運用基準に基づく国際課税制度（特に移転価格税制や事前確認制度など）の運用・実務に係る理解を深める。 2) 国家税務総局、及び地方税務局職員が大企業、多国籍企業に対する税務行政面での適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及び OECD 加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。	
(4) 投入（評価時点）	
日本側： 短期専門家（現地セミナー講師） 派遣：延べ 15 名 本邦研修員受入：延べ 20 名 セミナー開催等の現地活動費負担 供与機材：ノート型パソコン、携行用プロジェクトター 各 1 台	相手国側： カウンターパート配置： 訪日研修参加延べ 20 名 現地セミナー参加延べ 365 名 現地セミナー会場の提供 プロジェクト活動に参加する中国側参加の 人件費等

2. 評価調査団の概要		
調査者	調査団員数 3 名 (1)総括(団長): 渡辺 雅人 /JICA 中華人民共和国事務所 次長 (2)国際課税: 伏見 俊行 /国税庁長官官房付 (3)評価計画・評価分析: 黒田 龍二/JICA 中国事務所 所長助理・企画調査員	
調査期間	2006 年 3 月 15 日(水) ~ 3 月 24 日(金)	評価種類: 終了時評価
3. 評価結果の概要		
3-1 実績の確認 プロジェクト全体としては、プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まり、国際的な運用基準をふまえた国際課税の実施体制の構築に向け、税務行政面での執行体制の強化・充実が進んだ。具体的には、移転価格調査及び課税にあたって国際ルールに沿った適正な取り扱いが浸透してきていること、ならびに事前確認、特に二国間事前確認に対する認識が深まり今後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいること等、中国における税務執行上の姿勢の変化が見られる。これらの点で、中国側は、日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価している。他方、中国側は、事前確認制度が十分に浸透するまでに至っていないと現状を評価しており、引き続き事前確認の運用に関する実践的な経験を積む必要があると考えている。また、日本及び OECD 加盟国の知見・経験に学びつつ、タックス・ヘイブン等の国際的な課税回避への対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大を図っていく必要がある。		
3-2 評価結果の要約 (1) 妥当性 中国での多国籍企業の数、大企業等による海外企業との取引額は増加しており、こうした中、中国にとって大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制の構築は優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中国経済協力の方針(経済活動を律する法制度の確立等、ガバナンス強化を支援する等)とも整合している。協力のアプローチ、ターゲット・グループの選定は適切であり、全体として本プロジェクトの実施の妥当性は高いと言える。		
(2) 有効性 プロジェクトは、当初計画の活動は実質的に終了した。プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まる等、プロジェクト目標の達成に向けて成果が出ていると評価できる。特に、プロジェクト開始後に国家税務総局が相互協議通達、事前確認の実施規則等の国際課税制度に関する通達の発布による国際課税の関連業務にかかる規範化を進めたこと、ならびに二国間事前確認に対する認識が深まり今後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいる等の税務執行上の姿勢の変化が見られること等について、中国側が日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価しており、プロジェクト成果の中国側の問題解決に相応の効果があることが確認できた。ただし、中国側は、制度の浸透、および課税回避のための対応のためには、更なる取り組みが必要であると評価しており、合同評価会では、プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題として、事前確認の運用、租税条約で規定されている国際的な課税回避に対する対応の分野の 2 点が挙げられている。		
(3) 効率性 成果(アウトプット)の達成度は、プロジェクトの実績で述べたとおりほぼ達成されたが、現地セミナーに参加した地方税務局関係者に対するアンケート調査結果等からは、国際ルールに基づく国際課税の執行のあり方について完全に理解することが出来たかどうか疑問が残る部分もある。投入の量、質、タイミングについては、全体として適切に実施され、アウトプットの産出に効果的、効率的に貢献している。コスト的には、テーマと内容ならびに対象者のレベルに応じて訪日研修と現地セミナーを使い分けており、短期間で集中した講義により知識移転を行い、全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られていることから、高い効率性のもとにプロジェクトが実施されたと言える。		

<p>3-3 効果発現に貢献した要因 日本でのカウンターパート研修は、プロジェクトの成果を生み出すために有効であった。カウンターパートは、研修によって日本の国税庁の先進的な取組みに関して理解を深め、帰国後もプロジェクト活動の推進に貢献した。 事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献した。</p>
<p>3-4 問題点及び問題を惹起した要因 現地セミナーでは、地域ごとに税務当局関係者の知識、経験の水準等に相違が見られるため、研修内容の理解度に一定のばらつきが見られた。</p>
<p>3-5 結論 プロジェクト全体として、当初計画で予定されていた活動は実質的に終了し、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まり、国際的な運用基準をふまえた国際課税の実施体制の構築に向け、税務行政面での執行体制の強化・充実が進んだ。 しかしながら、プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題としては、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点が挙げられる。プロジェクト当初協力期間終了までに追加的な投入を行うことは困難であり、これらの課題にかかる対応について、プロジェクトの協力期間を1年間延長し、活動を継続することが妥当であると思料される。 なお、プロジェクト終了後、中国側は、本プロジェクトを含め、1994年から過去11年にわたり実施してきた税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくことが重要である。</p>
<p>3-6 提言 国際課税制度に関し、課題として挙げられた、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点にかかる対応について日中双方が協力して早急に検討を行うこと。 プロジェクト終了後、中国側が過去の税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくために、帰国研修員及びセミナー参加者に対するフォローが必要である。 税務行政面については、中国側の自助努力により改善できる段階に達していると言えるが、国際課税の分野では、対応の一層の充実に向け、中国側が日本からの継続的な支援を希望している。日中間の経済関係が一層緊密化していることから、中国側のより中長期的な制度構築・人材育成の達成目標、地域的な優先順位、詳細なテーマ等が明確にされるのであれば、国際課税の分野に絞って支援を継続する意義は大きいと思われる。</p>
<p>3-7 教訓 事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献していることから、実務に関する研修を活動内容の一部とするプロジェクトでは、より現実の設定に近い状況の中で研修・技術移転を行うことが有効であると考えられる。</p>
<p>3-8 フォローアップ状況 2006年4月1日から1年間、協力期間を延長し、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点についてプロジェクト活動を継続することで中国側実施機関との間で合意した。</p>

調査団報告書目次

序文

略語一覧

写真

調査評価要約表

第1章	評価調査の概要	1
1-1	調査団派遣の経緯と目的	1
1-1-1	調査団派遣の経緯	1
1-1-2	評価の目的	1
1-2	調査団の構成と調査期間	1
1-3	対象プロジェクトの概要	2
第2章	評価の方法	3
2-1	調査手順	3
2-2	調査項目	3
第3章	プロジェクトの実績	4
3-1	投入の実績	4
3-2	活動の実績	4
3-3	成果(アウトプット)の発現状況	5
3-4	プロジェクト目標の達成度	7
3-5	上位目標の達成見込み	7
3-6	プロジェクト活動の進捗管理	8
第4章	評価結果	9
4-1	総括(渡辺団長)	9
4-2	評価5項目による分析(*)	10
4-2-1	妥当性	10
4-2-2	有効性	10
4-2-3	効率性	11
4-2-4	その他	11
4-3	結論	12
第5章	提言と教訓	13
5-1	提言	13
5-2	教訓	13

別添

1. 協議議事録及び日中合同評価報告書

2. 調査工程

第1章 評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1-1-1 調査団派遣の経緯

2004年7月14日に日本と中華人民共和国政府との間で署名された討議議事録に基づき、2004年4月1日から2006年3月31日までを期間として、中華人民共和国税務行政改善支援プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）が開始された。

独立行政法人国際協力機構は（以下「JICA」という）技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてプロジェクト・サイクル・マネジメント手法（以下、「PCM手法」という）を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト終了時に実施された終了時評価の概要報告書である。

1-1-2 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

（1）税務行政改善支援プロジェクトについて、JICA 事業評価ガイドラインに基づく「評価5項目」によるプロジェクトの終了時点での評価を行い、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性、有効性などの観点から評価し、プロジェクト目標が達成されたかどうかについての総合的な検証を行う。

（2）上述（10）の結果及び、その他懸案事項等について、中国側関係者と協議を行う。

1-2 調査団の構成と調査期間

評価調査は JICA が組織した日本側評価調査団と国家税務総局が組織した中国側評価調査団とによる合同評価調査団により実施された。それぞれの調査団メンバーは以下の通りである。

（1）日本側評価調査団

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	渡辺 雅人	JICA 中華人民共和国事務所 次長
国際課税	伏見 俊行	国税庁長官官房付
評価計画・評価分析	黒田 龍二	JICA 中国事務所 所長助理・企画調査員
通訳1	于 殿 文	語虹舎（北京）咨询有限公司
通訳2	吉永 葉子	語虹舎（北京）咨询有限公司
通訳3	金 美 兰	語虹舎（北京）咨询有限公司

（2）中国側評価調査団

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	朱 敬	国家税務総局国際税務司 外事処 処長
副総括	夏 光 宇	国家税務総局国際税務司 反避税工作処 官員

(3) オブザーバー

	氏名	所属先等
オブザーバー	神谷 信	在中国日本大使館経済部 書記官
オブザーバー	小杉 直史	国税庁国際業務課(北京駐在)

(3) 調査期間

2006年3月15日から3月24日まで(10日間)(調査工程は、別添2のとおり)

1-3 対象プロジェクトの概要

R/Dに記載された、プロジェクトの概要は以下のとおりである。

【上位目標】

中国において多国籍企業等に対する国際課税の実施体制が改善され、日中間を始めとして中国と外国企業との経済交流が促進される。

【プロジェクト目標】

日本の国際課税制度に関して、制度運用、徴収実務等の実務的な観点から日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を中国側に紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局者が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め、円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される。

【成果】

国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づく国際課税制度の運用に関する日本側の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国際的な運用基準に基づく国際課税制度(特に移転価格税制や事前確認制度など)の運用・実務に係る理解を深める。

国家税務総局、及び地方税務局職員が税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及びOECD加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。

第2章 評価の方法

2 - 1 調査手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料レビュー及びプロジェクト関係者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCMにおける評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクトに対する分析、評価等を実施した。

2 - 2 調査項目

(1) 計画達成度

討議議事録の基本計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合いを検証する。

(2) 評価項目ごとの分析

【妥当性】

プロジェクトの目指している効果(プロジェクト目標や上位目標)が、評価を実施する時点において妥当かどうか(ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、技術移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策との整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か等)を分析する。

【有効性】

プロジェクトの実施により、受益者もしくは社会への便益がもたらされているのか(或いは、もたらされるのか)を問う。

【効率性】

プロジェクトのコストと効果の関係(アウトプットの達成度合い、因果関係、投入のタイミング)に注目し、資源が有効に活用されているかを問う。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 投入の実績

投入の実績は別添1の合同評価報告書の別添1に示す。概要は以下のとおり。

投入項目	投入計画 (協議議事録による)	投入実績
日本側の投入		
短期専門家 (現地セミナー 講師)	各年度に述べ6名程 度	2004年度：短期専門家6名 2005年度：短期専門家9名 合計15名
カウンターパート 本邦研修	各年度に10名×1回	2004年度：研修員10名 2005年度：研修員10名 合計20名
その他	供与機材等	ノート型パソコン1台、携行型プロジェクター1台 (合計金額：40,700人民元)
	資料等	日本側は、講師のレジメ・資料等の中文訳を提供
中国側の投入		
カウンターパート の配置	カウンターパート の配置	【訪日研修】 2004年度：10名 2005年度：10名 合計20名 【現地セミナー】 2004年度：183名(64名+45名+74名) 2005年度：182名(75名+44名+63名)
その他	1. 現地セミナー開催 場所・実施経費 2. 専門家への便宜 供与 3. 中国側参加者の 人件費	1. 中国側から現地セミナー開催場所及び経費等及び 専門家への便宜供与が提供された。 2. 中国側はプロジェクト活動に参加する中国側参加 者の人件費等を負担した。

現地セミナーについては、モニタリング結果等をふまえ、2005年度のセミナー開催日数を1日追加し、専門家派遣人数を2名から3名に日本側の投入を増やした。全体として必要な投入が適切に実施され、アウトプットの発現に有効に活用されている。

3-2 活動の実績

ほぼ当初計画どおり実施され、プロジェクト活動をつうじて、日本の国際課税制度について、制度運用、徴収実務等の実務的な観点から日本が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を中国側に紹介・提示した。

3 - 3 成果(アウトプット)の発現状況

成果の発現状況の概要は以下の通りである。(詳細は別添 1 の合同評価報告書の別添 2 参照)

プロジェクト全体としては、プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まり、国際的な運用基準をふまえた国際課税の実施体制の構築に向けた税務行政面での執行体制の強化・充実が進んだ。具体的には、移転価格調査及び課税にあたって国際ルールに沿った適正な取り扱いが浸透してきていること、ならびに事前確認、特に二国間事前確認に対する認識が深まり今後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいること等の中国における税務執行上の姿勢の変化が見られることである。これらの点で、中国側は、日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価している。

他方、中国側は、事前確認制度が未だ浸透するまでに至っていないと現状を評価しており、引き続き事前確認の運用に関する実践的な経験を積む必要があると考えている。

また、日本及び OECD 加盟国の知見・経験に学びつつ、タックス・ヘイブン等の国際的な課税回避への対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大を図っていく必要がある。

なお、各活動のより詳細な成果の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 成果 1 : 訪日研修

【成果】

国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づく国際課税制度の運用に関する日本側の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国際的な運用基準に基づく国際課税制度(特に移転価格税制や事前確認制度など)の運用・実務に係る理解を深める。

【指標】

研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度(クエスチョネア集計)

【調査結果】

研修終了時に行ったクエスチョネアに対し、研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度の 2 項目について、以下のとおり研修員全員が「完全に(或いは大部分で)合致」及び「良い(或いは非常に良い)」と回答した。

(1)2004 年度訪日研修

研修に対する期待充足度

完全に合致(fully met) / 10 名中 7 名

大部分で合致(mostly met) / 10 名中 3 名

研修成果の自国への適用度

完全に合致(fully met) / 10 名中 6.5 名

大部分で合致(mostly met) / 10 名中 3.5 名

(2)2005 年度訪日研修

研修に対する期待充足度

完全に合致(fully met) / 10 名中 2 名

大部分で合致(mostly met) / 10 名中 8 名

研修成果の自国への適用度

非常に良い(very good) / 10 名中 1.5 名

良い (good) / 10 名中 6 名

国家税務総局は、プロジェクト開始後に相互協議通達、事前確認の実施規則等の国際課税制度に関する「相互協議手続きの暫定方法に関する通知(相互協議通達)」、「関連企業間取引の事前確認に係る実施規則(APA 通達)」の通達等により、国際課税の関連業務にかかる規範化を行ったが、こうした取り組みにおいて日本の国税庁の先進的な取り組みが参考になったとしている。

また、訪日研修に参加した帰国研修員は、それぞれが国際課税の分野で重要な役割を担っていることから、訪日研修の成果が一層の実務能力の向上に貢献している。

【成果 1 の達成度】

日本側の機関である国税庁・税務大学校は、1994 年度からプロジェクト以外で税務分野の訪日研修を実施し、中国政府関係者を受け入れており、2005 年度の訪日研修で 11 回目を数えた。こうした経緯もあり、受入体制及びカリキュラムの内容等は充実しており、研修員の評価は高かった。

クエスチオナリ集計結果から、研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度の 2 項目について研修員がほぼ期待どおりであると回答している。ブリーフィング、ジェネラルオリエンテーションに割く時間が長い等の指摘が研修員からあったものの概ね訪日研修は所定の成果を収めた。

(2) 成果 2 : 現地セミナー

【成果】

国家税務総局、及び地方税務局職員が税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及び OECD 加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。

【指標】

講義内容が有益であったか等の質問項目の回答数(クエスチオナリ集計)

JICA 専門家の所感等

【調査結果】

2004 年度の現地セミナーに関し、アンケート回答者の約 75%が「研修カリキュラムは中国のニーズに合致する」と回答、67%が「今後の実務に役立つ」と回答、他方各項目について「理解した」との回答は半数を下回った。

2005 年度は、セミナー開催日数を 1 日追加し、専門家派遣人数を 2 名から 3 名に増やし、さらに現実の事例に基づいて相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及

びロールプレイング方式をより多く取り入れた。

派遣専門家は、現地セミナーをつうじて国際課税を実際に担当する職員が OECD ガイドライン等の国際ルールに則った移転価格課税及び事前確認の執行ならびに審査及び相互協議において検討すべき事項に関する理解を深めた等の所感を残している。

【成果 2 の達成度】

ターゲット・グループである国家税務総局及び地方税務局の国際課税担当者は、現地セミナーへの参加をつうじて、税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを習得するとともに、日本及び OECD 加盟国の現状及び過去の経験をふまえつつ、国際ルールに基づく国際課税の執行のあり方について理解を深めた。

3 - 4 プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標である「日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局者が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深める」こと、「円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される」ことは、概ね達成されたと考えられる。

しかしながら、他方、中国側は、制度が未だ浸透するまでに至っていない、また、課税回避のための対応をより充実させる必要があると現状を評価しており、合同評価会では、プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題として、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の 2 点が挙げられている。これらを補うため、プロジェクトにおいてさらなる取り組みが必要であると言える。

3 - 5 上位目標の達成見込み

2005 年 12 月、全国国際税収工作会議で、国家税務総局の王力副局長は「事前確認制度の規範的な展開を行い」、「国際的な課税回避への基礎的な対応に真剣に取り組む」と述べる等、プロジェクト開始当初と比較して、国際課税の担当官の人材育成ニーズは一層拡大している。

中国には、全国 7 箇所に国家税務総局直轄の省レベルの研修センター（揚州、湖南、大連、広西、安徽、重慶、江西）があり、これらを拠点として国際課税を含む税務行政の人材育成研修を強化している。省レベル以下の税務研修センターも多数存在するが、これら全ての研修センターにおいて国際的な運用基準に基づく国際課税の執行に関する十分な研修機会を提供できる体制が構築されているわけではない。このため、中国政府としては、現在或いは今後も、日本及び OECD、UNDP 等の複数のルートをつうじて諸外国の知見・ノウハウを導入する予定である。

こうした状況から、プロジェクトの上位目標である「中国において多国籍企業等に対する国際課税の実施体制が改善され、日中間を初めとして中国と外国企業との経済交流が促進される。」が達成されるためには、中国側としてより中長期的な取り組みが必要である。

3 - 6 プロジェクト活動の進捗管理

中国側のカウンターパートと JICA 中国事務所の間で必要に応じて連絡を取り合い、双方の間で活動の進捗や改善項目への対処方針が検討された。プロジェクト活動の進捗と成果の達成状況は、アンケート調査等により検証している。全体としてプロジェクトのモニタリング、マネージメント・システムは適切に機能していた。

第4章 評価結果

4-1 総括（渡辺団長）

プロジェクト全体として、当初計画で予定されていた活動は実質的に終了した。前述の5で見たとおり、プロジェクトの目標は一部の課題を除いてほぼ計画どおり達成された。

しかしながら、中国側は、事前確認制度の浸透、国際的な課税回避への対応にかかる経験の蓄積が十分でない現状を評価している。プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題としては、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点が挙げられ、さらなる取り組みが必要である。プロジェクト当初協力期間終了までに追加的な投入を行うことは困難であり、これらの課題にかかる対応について、プロジェクトの協力期間を1年間延長し、活動を継続することが妥当であると思料される。

なお、プロジェクト終了後、中国側は、本プロジェクトを含め、1994年から過去11年にわたり実施してきた税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくことが重要である。

本件調査において、プロジェクトをつうじて、中国の国際課税の執行体制の強化・充実に一定の貢献を果たしていることを明確に出来たことは、今後の税務行政面での協力のあり方について検討する上でも意義があった。

調査結果をふまえ、プロジェクト終了時までに達成すべき成果・活動、プロジェクト終了後に中国側がとるべき措置～日本側への提言、教訓の4つの観点から所感をとりまとめた。

プロジェクト目標のうち、国際課税制度に関し、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点について中国側として引き続きノウハウ・経験の蓄積が必要であるが、プロジェクト当初協力期間終了までに追加的な投入を行うことは困難であり、これらの課題にかかる対応について、プロジェクトの協力期間を1年間延長し、活動を継続することが妥当であると思料される。

プロジェクト開始当初と比較して、国際課税の担当官の人材育成ニーズは一層拡大しており、全国7箇所に国家税務総局直轄の省レベルの研修センター等を拠点として、日本をはじめとするドナーの協力を得つつ、諸外国の知見・ノウハウの導入に取り組んでいる。プロジェクト終了後、中国側は、本プロジェクトを含め、1994年から過去11年にわたり実施してきた税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくことが重要である。

国際課税制度に関し、課題として挙げられた、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点にかかる対応について日中双方が協力して早急に検討を行う

こと。

プロジェクト終了後、中国側が過去の税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくために、帰国研修員及びセミナー参加者に対するフォローが必要である。

税務行政面では、国際課税以外は、もはや中国側の自助努力により改善できる段階に達していると言えよう。国際課税の分野では、中国側が日本からの継続的な支援を希望している。日中間の経済関係が一層緊密化していることから、中国側のより中長期的な制度構築・人材育成の達成目標、地域的な優先順位、詳細なテーマ等が明確にされるのであれば、国際課税の分野に絞って支援を継続する意義は大きいと思われる

- ・ 事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献した。

4 - 2 評価 5 項目による分析(*)

((*)詳細は、別添 1 の合同評価報告書の別添 3 評価グリッド参照)

4 - 2 - 1 妥当性

中国での多国籍企業の数、大企業等による海外企業との取引額は増加しており、こうした中中国にとって大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制の構築は優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中国経済協力の方針（経済活動を律する法制度の確立等ガバナンス強化を支援する等）とも整合している。協力のアプローチ、ターゲット・グループの選定は適切であり、全体として本プロジェクトの実施の妥当性は高いと言える。

4 - 2 - 2 有効性

プロジェクトは、当初計画の活動は実質的に終了した。プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まる等、プロジェクト目標の達成に向けて成果が出ていると評価できる。

特に、プロジェクト開始後に国家税務総局が相互協議通達、事前確認の実施規則等の国際課税制度に関する通達の発布による国際課税の関連業務にかかる規範化を進めたこと、ならびに 二国間事前確認に対する認識が深まり今後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに 移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいる等の税務執行上の姿勢の変化が見られること等について、中国側が日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価しており、プロジェクト成果の中国側の問題解決に相応の効果があることが確認できた。

他方、中国側は、制度が未だ浸透するまでに至っていない。また、課税回避のための対応をより充実させる必要があると現状を評価しており、合同評価会において、事前確認の運用、租税条約で規定されている国際的な課税回避に対する対応の分野を除いて、プ

プロジェクト目標への有効性が示されたと評価された。

これらの点を補うため、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の 2 点についてさらなる取り組みが必要であると言える。

4 - 2 - 3 効率性

成果（アウトプット）の達成度は、プロジェクトの実績で述べたとおりほぼ達成されたが、現地セミナーに参加した地方税務局関係者が日本或いは OECD 加盟国の知見・経験等をふまえ、アンケート調査結果等から判断し、国際ルールに基づく国際課税の執行のあり方について完全に理解することが出来たかどうか疑念が残る部分もある。

投入の量、質、タイミングについては、全体として適切に実施され、アウトプットの産出に効果的、効率的に貢献している。

コスト的には、テーマと内容ならびに対象者のレベルに応じて訪日研修と現地セミナーを使い分けており、短期間で集中した講義により知識移転を行い、全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られていることから、高い効率性のもとにプロジェクトが実施されたと言える。

4 - 2 - 4 その他

本プロジェクトで行っているとおり、現地セミナーに派遣される短期専門家の構成については、次の 2 種類に分けて編成することが効率的であると考えるので、引き続きその形態で実施したいとの意見が中国側から出された。

国際ルールに基づいた理論や全体的な考え方を理解している専門家が全体を統括する立場として参加する。

専門的・技術的な知識・経験を持つ専門家。

現地セミナーでは、一部の参加者は研修内容を十分に理解できなかったとアンケート調査で回答している。地域ごとに職員の知識、経験の水準等に相違が見られるため、それぞれの地域の実情に見合った決め細やかな対応を行うことができれば、よりプロジェクト成果の効果を高めることができよう。現地セミナー参加者及び帰国研修員に対する追跡調査により、中国側関係者が研修・講義の成果を実際にも実務にどの程度活用できているのか、ならびに実務に活用する中で直面する新たな問題・課題等を把握し、これらの情報を現地セミナー及び訪日研修のカリキュラム作成にあたって参考情報として反映することが出来ればより高い研修効果が期待できる。

・日本でのカウンターパート研修は、プロジェクトの成果を生み出すために有効であった。カウンターパートは研修によって、日本の国税庁の先進的な経験を取り入れ、帰国後もプロジェクト活動の推進に貢献した。

・事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献した。

・現地セミナーでは、地域ごとに税務当局関係者の知識、経験の水準等に相違が見られるため、研修内容の理解度に一定のばらつきが見られた。

4 - 3 結論

プロジェクト全体として、当初計画で予定されていた活動は実質的に終了した。前述の 3 - 1 から 3 - 6 で見たとおり、プロジェクトの目標は一部の課題を除いてほぼ計画どおり達成された。

しかしながら、プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題として、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の 2 点が挙げられる。プロジェクト当初協力期間終了までに追加的な投入を行うことは困難であり、これらの課題にかかる対応について、プロジェクトの協力期間を 1 年間延長し、活動を継続することが妥当であると思料される。

なお、プロジェクト終了後、中国側は、本プロジェクトを含め、1994 年から過去 11 年にわたり実施してきた税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくことが重要である。

第5章 提言と教訓

5 - 1 提言

・国際課税制度に関し、課題として挙げられた、事前確認制度の活用・拡大、国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点にかかる対応について日中双方が協力して早急に検討を行うこと。

・プロジェクト終了後、中国側が過去の税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくために、帰国研修員及びセミナー参加者に対するフォローが必要である。

・税務行政面では、国際課税以外は、もはや中国側の自助努力により改善できる段階に達していると言えよう。国際課税の分野では、中国側が日本からの継続的な支援を希望している。日中間の経済関係が一層緊密化していることから、中国側のより中長期的な制度構築・人材育成の達成目標、地域的な優先順位、詳細なテーマ等が明確にされるのであれば、国際課税の分野に絞って支援を継続する意義は大きいと思われる

5 - 2 教訓

・事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献した。

以上

税務行政改善支援プロジェクトのための技術協力に関する
日本側終了時評価調査団と中華人民共和国関係当局との協議議事録

中華人民共和国 税務行政改善支援プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）に関し、2004年7月14日に日中双方で合意した協議議事録に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という）が組織し、渡辺 雅人を団長とする日本側終了時評価調査団（以下「調査団」という）は、プロジェクトについて、これまでの活動をモニタリングし、成果を評価するため、2006年3月15日から3月24日までの日程をもって中華人民共和国において調査を実施した。

調査期間中、調査団と中華人民共和国国家税務総局関係者（以下「双方」という）は、プロジェクトに関する一連の意見を交わした。双方は、共に活動をモニタリングし、プロジェクトの成果について評価・分析を行った。

討議の結果、双方は、附属文書に記載する諸事項について同意し、評価の結果は双方合意のもと、終了時合同評価報告書においてとりまとめられた。

当協議議事録は、等しく正文である日本語及び中国語による本書各2通を作成した。

北 京 市
2005年3月24日

渡辺雅人

終了時評価調査団 団長
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所
副所長 渡辺 雅人

王小平

中華人民共和国
国家税務総局
国際税務司 司長
王 小平

附属文書

日中双方は、2006年3月24日、北京において協議を行い、下記の内容について確認した。

記

1. 終了時合同評価報告（別添）

日中双方は、双方合意のもと別添に基づき終了時合同評価調査の結果について確認した。

以上

別添

1. 合同評価調査報告書（終了時評価）

別添

中華人民共和国
税務行政改善支援プロジェクト

終了時合同評価報告書

2006年3月



報告書目次

第1章	評価調査の概要	1
1-1	調査団派遣の経緯と目的	1
1-2	調査団の構成と調査期間	1
第2章	評価の方法	2
2-1	調査手順	2
2-2	調査項目	2
第3章	評価結果	3
3-1	投入実績	3
3-2	成果（アウトプット）の達成度	3
3-3	プロジェクト目標の達成度	6
3-4	上位目標の達成見込み	6
3-5	プロジェクト活動の進捗管理	7
3-6	評価5項目による評価・分析結果	7
3-6-1	妥当性	7
3-6-2	有効性	7
3-6-3	効率性	7
3-6-4	その他	8
3-7	結論	8
第4章	提言と教訓	9
4-1	提言	9
4-2	教訓	9
別添		
1	達成度グリッド1（投入実績・活動）	10
2	達成度グリッド2（成果の達成度）	16
3	評価グリッド	19

第1章 評価調査の概要

(序文)

2004年7月14日に日本と中華人民共和国政府との間で署名された協議議事録に基づき、2004年4月1日から2006年3月31日までを期間として、中華人民共和国税務行政改善支援プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）が開始された。

上記協議議事録の基本計画によれば、プロジェクトの目標及び上位目標は以下のとおりである。

【プロジェクト目標】

日本の国際課税制度に関して、制度運用、徴収実務等の実務的な観点から日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を中国側に紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局者が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め、円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される。

【上位目標】

中国において多国籍企業等に対する国際課税の実施体制が改善され、日中間を初めとして中国と外国企業との経済交流が促進される。

1-1 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

- (1) 税務行政改善支援プロジェクトについて、JICA 事業評価ガイドラインに基づく「評価 5 項目」によるプロジェクトの終了時点での評価を行い、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性、有効性などの観点から評価し、プロジェクト目標が達成されたかどうかについての総合的な検証を行う。

1-2 調査団の構成と調査期間

<合同評価調査団の構成>

【日本側評価メンバー】

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	渡辺 雅人	JICA 中華人民共和国事務所 次長
国際課税	伏見 俊行	国税庁長官官房付
評価計画・評価分析	黒田 龍二	JICA 中国事務所 所長助理・企画調査員
通訳 1	于 殿 文	語虹舎（北京）諮詢有限公司
通訳 2	吉永 葉子	語虹舎（北京）諮詢有限公司
通訳 3	金 美 兰	語虹舎（北京）諮詢有限公司

【中国側評価メンバー】

担当	氏名	所属先等
総括（団長）	朱 敬	国家税務総局国際税務司 外事処 処長
副総括	夏 光 宇	国家税務総局国際税務司 反避税工作処 官員

<調査期間>

2006年3月15日から3月24日まで（10日間）

第2章 評価の方法

2-1 調査手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料レビュー及びプロジェクト関係者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCMにおける評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクトに対する分析、評価等を実施した。

2-2 調査項目

（1）計画達成度

協議議事録の基本計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合いを検証する。

（2）評価項目ごとの分析

【妥当性】

プロジェクトの目指している効果（プロジェクト目標や上位目標）が、評価を実施する時点において妥当かどうか（ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、技術移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策との整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か等）を分析する。

【有効性】

プロジェクトの実施により、受益者もしくは社会への便益がもたらされているのか（或いは、もたらされるのか）を問う。

【効率性】

プロジェクトのコストと効果の関係（アウトプットの達成度合い、因果関係、投入のタイミング）に注目し、資源が有効に活用されているかを問う。

第3章 評価結果

3-1 投入実績

投入の実績は別添1（達成度グリッド1）に示す。概要は以下のとおり。

投入項目	投入計画(協議議事録による)	投入実績
日本側の投入		
短期専門家(現地セミナー講師)	各年度に述べ6名程度	2004年度：短期専門家6名 2005年度：短期専門家9名 合計15名
カウンターパート本邦研修	各年度に10名×1回	2004年度：研修員10名 2005年度：研修員10名 合計20名
その他	供与機材等	ノート型パソコン1台、携行型プロジェクター1台 (合計金額：40,700人民元)
	資料等	日本側は、講師のレジメ・資料等の中文訳を提供
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置	【訪日研修】 2004年度：10名 2005年度：10名 合計20名 【現地セミナー】 2004年度：183名(64名+45名+74名) 2005年度：182名(75名+44名+63名)
その他	1. 現地セミナー開催場所・実施経費 2. 専門家への便宜供与 3. 中国側参加者の人件費	1. 中国側から現地セミナー開催場所及び経費等及び専門家への便宜供与が提供された。 2. 中国側はプロジェクト活動に参加する中国側参加者の人件費等を負担した。

現地セミナーについては、モニタリング結果等をふまえ、2005年度のセミナー開催日数を1日追加し、専門家派遣人数を2名から3名に日本側の投入を増やした。全体として必要な投入が適切に実施され、アウトプットの発現に有効に活用されている。

3-2 成果(アウトプット)の達成度

プロジェクト全体としては、プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まり、国際的な運用基準をふまえた国際課税の実施体制の構築に向けた税務行政面での執行体制の強化・充実が進んだ。具体的には、移転価格調査及び課税にあたって国際ルールに沿った適正な取り扱いが浸透してきていること、ならびに事前確認、特に二国間事前確認に対する認識が深まり今

後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいること等の中国における税務執行上の姿勢の変化が見られることである。これらの点で、中国側は、日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価している。

他方、中国側は、事前確認制度が未だ浸透するまでに至っていないと現状を評価しており、引き続き事前確認の運用に関する実践的な経験を積む必要があると考えている。

また、日本及び OECD 加盟国の知見・経験に学びつつ、タックス・ヘイブン等の国際的な課税回避への対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大を図っていく必要がある。

なお、各活動のより詳細な成果の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 成果 1 : 訪日研修

【成果】

国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づく国際課税制度の運用に関する日本側の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国際的な運用基準に基づく国際課税制度（特に移転価格税制や事前確認制度など）の運用・実務に係る理解を深める。

【指標】

研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度（クエスチョネア集計）

【調査結果】

研修終了時に行ったクエスチョネアに対し、研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度の 2 項目について、以下のとおり研修員全員が「完全に（或いは大部分で）合致」及び「良い（或いは非常に良い）」と回答した。

(1) 2004 年度訪日研修

① 研修に対する期待充足度

完全に合致 (fully met) / 10 名中 7 名

大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 3 名

② 研修成果の自国への適用度

完全に合致 (fully met) / 10 名中 6.5 名

大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 3.5 名

(2) 2005 年度訪日研修

① 研修に対する期待充足度

完全に合致 (fully met) / 10 名中 2 名

大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 8 名

② 研修成果の自国への適用度

非常に良い(very good)／10名中1.5名

良い (good)／10名中6名

国家税務総局は、プロジェクト開始後に相互協議通達、事前確認の実施規則等の国際課税制度に関する「相互協議手続きの暫定方法に関する通知（相互協議通達）」、「関連企業間取引の事前確認に係る実施規則（APA 通達）」の通達等により、国際課税の関連業務にかかる規範化を行ったが、こうした取り組みにおいて日本の国税庁の先進的な取り組みが参考になったとしている。

また、訪日研修に参加した帰国研修員は、それぞれが国際課税の分野で重要な役割を担っていることから、訪日研修の成果が一層の実務能力の向上に貢献している。

【成果1の達成度】

日本側の機関である国税庁・税務大学校は、1994年度からプロジェクト以外で税務分野の訪日研修を実施し、中国政府関係者を受け入れており、2005年度の訪日研修で11回目を数えた。こうした経緯もあり、受入体制及びカリキュラムの内容等は充実しており、研修員の評価は高かった。

クエスチオネア集計結果から、研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度の2項目について研修員がほぼ期待どおりであると回答している。ブリーフィング、ジェネラルオリエンテーションに割く時間が長い等の指摘が研修員からあったものの概ね訪日研修は所定の成果を収めた。

(2) 成果2：現地セミナー

【成果】

国家税務総局、及び地方税務局職員が税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及びOECD加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。

【指標】

①講義内容が有益であったか等の質問項目の回答数（クエスチオネア集計）

②JICA 専門家の所感等

【調査結果】

①2004年度の現地セミナーに関し、アンケート回答者の約75%が「研修カリキュラムは中国のニーズに合致する」と回答、67%が「今後の実務に役立つ」と回答、他方各項目について「理解した」との回答は半数を下回った。

2005年度は、セミナー開催日数を1日追加し、専門家派遣人数を2名から3名に増やし、さらに現実の事例に基づいて相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式をより多く取り入れた。

②派遣専門家は、現地セミナーをつうじて国際課税を実際に担当する職員が OECD ガイドライン等の国際ルールに則った移転価格課税及び事前確認の執行ならびに審査及び相互協議において検討すべき事項に関する理解を深めた等の所感を残している。

【成果 2 の達成度】

ターゲット・グループである国家税務総局及び地方税務局の国際課税担当者は、現地セミナーへの参加をつうじて、税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを習得するとともに、日本及び OECD 加盟国の現状及び過去の経験をふまつつ、国際ルールに基づく国際課税の執行のあり方について理解を深めた。

3-3 プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標である「日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局者が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め」ること、「円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される」ことは以下の点を除いて概ね達成されたと考えられる。

国際課税制度に関し、プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題としては、①事前確認制度の活用・拡大、②国際的な課税回避に対する対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大が挙げられる。

3-4 上位目標の達成見込み

2005 年 12 月、全国国際税収工作会議で、国家税務総局の王力副局長は「事前確認制度の規範的な展開を行い」、「国際的な課税回避への基礎的な対応に真剣に取り組む」と述べる等、プロジェクト開始当初と比較して、国際課税の担当官の人材育成ニーズは一層拡大している。

中国には、全国 7 箇所に国家税務総局直轄の省レベルの研修センター（揚州、湖南、大連、広西、安徽、重慶、江西）があり、これらを拠点として国際課税を含む税務行政の人材育成研修を強化している。省レベル以下の税務研修センターも多数存在するが、これら全ての研修センターにおいて国際的な運用基準に基づく国際課税の執行に関する十分な研修機会を提供できる体制が構築されているわけではない。このため、中国政府としては、現在或いは今後も、日本及び OECD、UNDP 等の複数のルートをつうじて諸外国の知見・ノウハウを導入する予定である。

こうした状況から、プロジェクトの上位目標である「中国において多国籍企業等に対する国際課税の実施体制が改善され、日中間を初めとして中国と外国企業との経済交流が促進される。」が達成されるためには、中国側としてより中長期的な取り組みが必要である。

3-5 プロジェクト活動の進捗管理

中国側のカウンターパートと JICA 中国事務所の間で必要に応じて連絡を取り合い、双方の間で活動の進捗や改善項目への対処方針が検討された。プロジェクト活動の進捗と成果の達成状況は、アンケート調査等により検証している。全体としてプロジェクトのモニタリング、マネージメント・システムは適切に機能していた。

3-6 評価5項目による評価・分析結果

3-6-1 妥当性

中国での多国籍企業の数、大企業等による海外企業との取引額は増加しており、こうした中中国にとって大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制の構築は優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中国経済協力の方針とも整合している。協力のアプローチ、ターゲット・グループの選定は適切であり、全体として本プロジェクトの実施の妥当性は高いと言える。

3-6-2 有効性

プロジェクトは、当初計画の活動は実質的に終了したことから、①事前確認の運用、②租税条約で規定されている国際的な課税回避に対する対応の分野を除いて、プロジェクト目標への有効性が示されたと言える。

プロジェクト目標は、以下の点を除いて概ね達成されたと考えられる。

国際課税制度に関し、中国側として引き続きノウハウ・経験の蓄積が必要となる課題として、①事前確認制度の活用・拡大、②国際的な課税回避に対する対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大が挙げられる。

有効性については、特に、①プロジェクト開始後に国家税務総局が相互協議通達、事前確認の実施規則等の国際課税制度に関する通達の発布による国際課税の関連業務にかかる規範化を進めたこと、ならびに②二国間事前確認に対する認識が深まり今後その活用が拡大していく兆候が見られること、ならびに③移転価格課税実施後に生じる二重課税の解消に対する理解が進んでいる等の税務執行上の姿勢の変化が見られること等について、中国側が日本の国税庁の先進的な経験が役立ったと評価しており、プロジェクト成果の中国側の問題解決に相応の効果があることが確認できた。

3-6-3 効率性

成果（アウトプット）の達成度は、プロジェクトの実績で述べたとおりほぼ達成されたが、現地セミナーに参加した地方税務局関係者が日本或いは OECD 加盟国の知見・経験等をふまえ、アンケート調査結果等から判断し、国際ルールに基づく国際課税の執行のあり方について完全に理解することが出来たかどうか疑念が残る部分もある。

投入の量、質、タイミングについては、全体として適切に実施され、アウトプットの産

出に効果的、効率的に貢献している。

コスト的には、テーマと内容ならびに対象者のレベルに応じて訪日研修と現地セミナーを使い分けており、短期間で集中した講義により知識移転を行い、全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られていることから、高い効率性のもとにプロジェクトが実施されたと言える。

3-6-4 その他

・本プロジェクトで行っているとおり、現地セミナーに派遣される短期専門家の構成については、次の2種類に分けて編成することが効率的であると考えるので、引き続きその形態で実施したいとの意見が中国側から出された。

① 国際ルールに基づいた理論や全体的な考え方を理解している専門家が全体を統括する立場として参加する。

② 専門的・技術的な知識・経験を持つ専門家。

・現地セミナーでは、一部の参加者は研修内容を十分に理解できなかつたとアンケート調査で回答している。地域ごとに職員の知識、経験の水準等に相違が見られるため、それぞれの地域の実情に見合った決め細やかな対応を行うことができれば、よりプロジェクト成果の効果を高めることができよう。現地セミナー参加者及び帰国研修員に対する追跡調査により、中国側関係者が研修・講義の成果を実際の実務にどの程度活用できているのか、ならびに実務に活用する中で直面する新たな問題・課題等を把握し、これらの情報を現地セミナー及び訪日研修のカリキュラム作成にあたって参考情報として反映することが出来ればより高い研修効果が期待できる。

3-7 結論

プロジェクト全体として、当初計画で予定されていた活動は実質的に終了した。前述の3-1から3-6で見たとおり、プロジェクトの目標は一部の課題を除いてほぼ計画どおり達成された。

プロジェクト目標を達成する上で対応が求められる課題としては、①事前確認制度の活用・拡大、②国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点が挙げられる。プロジェクト当初協力期間終了までに追加的な投入を行うことは困難であり、これらの課題にかかる対応について、プロジェクトの協力期間を1年間延長し、活動を継続することが妥当であると思料される。

なお、プロジェクト終了後、中国側は、本プロジェクトを含め、1994年から過去11年にわたり実施してきた税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくことが重要である。

第4章 提言と教訓

4-1 提言

- ・ 国際課税制度に関し、課題として挙げられた、①事前確認制度の活用・拡大、②国際的な課税回避に対する対応の充実を図るための租税条約に基づく情報交換の活用・拡大の2点にかかる対応について日中双方が協力して早急に検討を行うこと。
- ・ プロジェクト終了後、中国側が過去の税務行政分野の協力効果を持続的に発展させ、国際課税の執行体制を充実させていくために、帰国研修員及びセミナー参加者に対するフォローアップが必要である。
- ・ 税務行政面では、国際課税以外は、もはや中国側の自助努力により改善できる段階に達していると言えよう。国際課税の分野では、中国側が日本からの継続的な支援を希望している。日中間の経済関係が一層緊密化していることから、中国側のより中長期的な制度構築・人材育成の達成目標、地域的な優先順位、詳細なテーマ等が明確にされるのであれば、国際課税の分野に絞って支援を継続する意義は大きいと思われる。

4-2 教訓

- ・ 事前確認制度について、現実の事例に基づき相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式を多く取り入れたことが、現地セミナー参加者の理解を深めることに大きく貢献した。

以上



達成度グリッド1 (投入計画/実績比較表) (案)

分野	活動	日本側投入計画	中国側投入計画	実績
【現地セミナー】 [活動1]	(1) 地方行政への執行支援(現地研修への講師派遣) 地方国家税務局幹部、地方税務局幹部及び実務担当者(年間約60名)に 対し、(1) 税務行政面での大企業及び多国籍企業の管理体制及び実施体制、(2) 移転価格税制(事前確認制度及び実施体制)に関する専門的・実践的な知識移転・研修を行う。 セミナーの内容は、日本及びOECD加盟国の現状及び過去の経験をふまえた内容とする。	・ 地方税務局関係者を対象とするセミナー開催のためにセミナー講師として派遣される日本人専門家・有識者(2004年度、2005年度それぞれ延べ6名程度を想定)の派遣に係る旅費及び人件費 【2004年度(JFY)】		【江蘇省セミナー】 専門家氏名/所属先名称： (1) 伏見 俊行/国税庁長官官房付 (2) 小林 正彦/国税庁・税務大学校研究部国際研修セッション 教授 派遣期間：(1)2004.12.17~2004.12.23、(2)2004.12.16~2004.12.23 * 省国税局幹部をはじめ64名の国際課税担当職員等が参加 【大連セミナー】 専門家氏名/所属先名称： (1) 伏見 俊行/国税庁長官官房 (2) 澤田 耕/国税庁・税務大学校研究部国際研修担当 派遣期間：2005.2.28~2005.3.4 * 大連市国税局幹部をはじめ45名の国際課税担当職員が参加 【重慶市セミナー】 専門家氏名/所属先名称： (1) 伏見 俊行/国税庁長官官房付 (2) 澤田 耕/国税庁・税務大学校研究部国際研修セッション 教授 派遣期間：2005.3.23~2005.3.26 * 重慶市国税局幹部をはじめ74名の国際課税担当職員が参加

		<p style="text-align: center;">【2005 年度(JFY)】</p>	<p>【無錫セミナー】 専門家氏名／所属先名称： (1) 伏見 俊行／国税庁長官官房付 (2) 和波 英雄／国税庁税務大学校研究部 国際支援室 教授 (3) 高久 隆太／国税庁税務大学校和光校舎 研究部 教授 派遣期間：(1) 2005. 12. 12～2005. 12. 16 * 江蘇省国家税務局幹部をはじめ 75 名の国際課税担当職員等が参加</p> <p>【寧波セミナー】 専門家氏名／所属先名称： (1) 伏見 俊行／国税庁長官官房 (2) 小林 正彦／国税庁・税務大学校研究部国際研修セッション 教授 (3) 西野 武／国税庁税務大学校研究部国際支援グループ 教育官 派遣期間：2006. 2. 20～2006. 2. 24 * 浙江省寧波市国家税務局幹部をはじめ 44 名の国際課税担当職員が参加</p> <p>【広州セミナー】 専門家氏名／所属先名称： (1) 伏見 俊行／国税庁長官官房 (2) 小林 正彦／国税庁・税務大学校研究部国際研修セッション 教授 (3) 西野 武／国税庁税務大学校研究部国際支援グループ 教育官 派遣期間：2006. 3. 6～2006. 3. 10 * 広東省国家税務局幹部をはじめ 63 名の国際課税担当職員等が参加</p>
--	--	---	---



		<p>・ 中国国内でのセミナー開催に係る日本人専門家資料等の翻訳費</p> <p>【2004 年度、2005 年度 (JFY)】</p>	<p>・ 中国国内におけるセミナー開催準備の対応（開催地域の地方税務局との連絡・調整含む）及びセミナーの準備、及び実施にかかる経費負担</p> <p>・ 日本人専門家（セミナー講師派遣）に係る空港送迎、車輦・通訳・宿泊先・セミナー会場及び講義に必要な資機材手配等の便宜供与</p> <p>・ 本プロジェクトの活動（中国国内でのセミナー及び日本での研修）への中国側参加者の人件費</p>	<p>・ 日本側は、各研究会の開催のために日本人専門家が準備した講義レジメ・資料等を中文に翻訳し、国家税務総局に提供した。</p>
	<p>【2004 年度、2005 年度 (JFY)】</p>		<p>・ 中国側は、各研究会の開催のために開催準備の対応、セミナーの準備、日本人専門家の空港送迎、車輦・通訳・宿泊先・セミナー会場及び講義に必要な資機材手配、中国側参加者の人件費の負担等を行った。</p>	

		<p>供与機材 【2005年度(JFY)】 中国側追加申請</p>		<p>・日本側は、地方セミナーで中国側関係者及び日本人専門家による講義・プレゼンテーションのためにノートパソコン1台(型番: Sony VGN-S48CP/B)及び携行型プロジェクト1台(型番: InFocus LP-120)の機材供与を行った(合計金額: 40,700人民元)。</p>
<p>【訪日研修】</p>	<p>(2) 日本における国際課税制度研修 国家税務総局幹部と地方国家税務局幹部計10名を対象として、日本における国際課税制度の運用実態についての研修を2004年度、2005年度に各1回実施する。</p>	<p>・ 国家税務総局幹部、地方税務局幹部を対象とした日本における国際課税制度研修実施に係る旅費及び研修経費</p> <p>【2004年度(JFY)】</p>	<p>【2004年度 租税条約本邦研修】 期間: 2004.4.7~2004.4.24 (18日間) 研修員人数: 10名 研修員氏名/所属先名称: 付 樹林/国家税務総局国際税務司徴収管理処 処長 姜 学峰/江蘇省南京市国税局大手企業管理分局(国際税務管理処) 副分局長 徐 偉/湖南省国税局国際税収管理分局 係員 馬 琳/深セン市国税局国際税務管理処 助理調査研究員 楊 波/重慶市国税局国際税収管理処 副処長 崇 秀琪/上海市国税局所得税二処(国際税収管理処) 処長 洪 景陽/アモイ国税局国際税務管理処 係長 甘 志民/広西自治区国税局課税・国際税収管理処 処長 劉 旭萍/北京市地方税務局国際税務分局 係長 黄 仕明/河南省国税局 副局長</p>	

		<p>【2005年度 租税条約本邦研修】 期間：2005.6.6～2005.6.25 (20日間) 研修員人数：10名 研修員氏名／所属先名称： 賀 連堂／国家稅務總局國際稅務司反避稅処 処長 夏 光宇／ 国家稅務總局國際稅務司反避稅処 係長 毕 研忠／山東省國稅局國際処 副処長 廖 立公／重慶市國稅局國際処 副処長 楊 理／寧波市國稅局國際処 副処長 黃 碧波／浙江省國稅局國際処 係長 白 鳳九／大連市國稅局國際処 係長 雷 虹雲／アモイ市國稅局國際処 係長 華 学誠／江蘇省無錫市國稅局國際処 係長 李 偉軍／深せん市地稅局第七查察分局 副係長</p>	<p>【2005年度 (JFY)】</p>	<p>・ 本プロジェクトの活動(中国国内でのセミナー及び日本での研修)への中国側参加者の人件費</p>	<p>・ 中国側は、2度の訪日研修に参加する訪日研修員20名の手配及び人件費等の負担を行った。</p>
--	--	---	-----------------------	---	---

27

【その他】	中国側プロジェクト責任者の配置		国家税務総局における本件プロジェクトの実施及び運営担当部署は、国際税務司とし、責任者は張志勇司長とする。国家税務総局は当該責任者の下に本件プロジェクト担当者を設置する。	・中国側は、プロジェクト担当者として以下の職員を配置した。 朱 敬／国家税務総局国際税務司外事処 処長 夏 光宇／国家税務総局国際税務司反避税処 係長
-------	-----------------	--	--	---

2

達成度グリッド2 (成果) (案)

分野	成果	情報源	指標 (期待される結果)	備考
【訪日研修】	<p>(1) 国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づき国際課税制度の運用に関する日本の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国際的な運用基準に基づき国際課税制度 (特に移転価格税制や事前確認制度など) の運用・実務に係る理解を深める。</p>	<p>(1) 訪日研修終了時の評価会における評価内容等</p>	<p>(1) 研修に対する期待充足度、研修成果の自国への適用度 用度：クエスチョネア集計</p>	<p>[クエスチョネア回答] (1) 2004 年度 ① 研修に対する期待充足度 完全に合致 (fully met) / 10 名中 7 名 大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 3 名 ② 研修成果の自国への適用度 完全に合致 (fully met) / 10 名中 6.5 名 大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 3.5 名 (2) 2005 年度 ① 研修に対する期待充足度 完全に合致 (fully met) / 10 名中 2 名 大部分で合致 (mostly met) / 10 名中 8 名 ② 研修成果の自国への適用度 非常に良い (very good) / 10 名中 1.5 名 良い (good) / 10 名中 6 名 [総括] 国税庁・税務大学校が受入る国際研修としては、2005 年度で 11 回を数え、研修員は、受入体制及びカリキ</p>

				<p>キュラムの内容が充実していると評価。しばしば質疑応答等が予定の時間を超過する等、3週間の研修期間が短いとの意見も研修員から出された。</p> <p>ブリーフィング、ジェネラルオリエンテーションに割く時間が長いとのコメントはあるも概ね訪日研修は所定の成果を収めた。</p>
【現地セミナー】				
	<p>(2) 国家税務総局、及び地方税務局職員が税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及びOECD加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。</p>	<p>(1) モニタリング (アンケート調査結果)、中国側報告レポート (2004年度のみ)</p> <p>(2) JICA 専門家の報告等</p>	<p>(1) 講義内容が有益であったか等の質問項目の回答数：クエスチオnaire 集計</p> <p>(2) JICA 専門家の所感等</p>	<p>(1) 2004年度の現地セミナーに関し、アンケート回答者 137名 (無錫 53名、大連 36名、重慶 48名) の約 75%が「研修カリキュラムは中国のニーズに合致する」と回答し、67%が「今後の実務に役立つ」と回答した。他方、研修の各項目について「理解した」との回答は、移転価格調査で 44%、事前確認審査で 34%、ケース・スタディで 41%と半数を下回った。より多くのケース・スタディの解説、及びより細部にわたる分析を盛り込む要望が参加者から寄せられた。講義時間の長さについては、回答者の 38%のみが「適切」としており、講義時間の要望を延長する要望が多く出された。</p> <p>2005年度は、2004年度に行ったモニタリング結果をふまえて、セミナー開催日数を 1日追加し、専門家派遣人数を 2名から 3名に増やし、さらに現実の事例に基づいて相当実務に近い詳細な条件設定を行ったケース・スタディ及びロールプレイング方式をより多く取り入れた。</p>

				<p>(2) 現地セミナーをうけて国際課税を実際に担当する職員は、OECDガイドライン等の国際ルールに則った移転価格課税及び事前確認の執行ならびに審査及び相互協議において検討すべき事項に関する理解を深めた。</p> <p>他方、支援する側として、地域ごとの職員の知識、経験の水準等のそれぞれの地域の実情に見合った決め細やかな対応が必要であり、日中間の意思疎通をより円滑にすることで一層の成果が期待できる。</p>
--	--	--	--	--

評価گریッド(案)

5 項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果(案)
	大項目	小項目					
1. 妥当性	1-1 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国の開発政策との整合性はあるか? ・ターゲット・グループのニーズに合致しているか? 		<p>中国の税務行政における国際課税の位置付け</p>	<p>事前評価書、実施機関コメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・インタビュー ・ビュー 	<p>中国国家税务总局は、大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制の構築を税務行政における重要な課題と位置づけており、中国側の政策・方針と整合性がとれている。多国籍企業の経済活動に対する国際課税の執行体制の強化が急務となっており、プロジェクトの内容は、ターゲット・グループである国際課税担当官のニーズと合致している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性はあるか? 		<p>日本の対中協力における経済法整備の位置づけ</p>	<p>事前評価書、実施機関コメント 外務省ホームページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー 	<p>2001年10月に閣議決定された対中国经济協力計画の重点分野「改革・開放支援」の「市場経済化の担い手である民間の活動を活性化させるために、経済活動を律する法制度の確立などがヴァナナンス(良い統治)強化を支援する。」に合致すると関係する。</p>

									現地セミナー及び訪日研修に参加したのは国際課税の業務に直接携わる人たちであり、ターゲット・グループの選定は適切である。
									中国国家税务总局は、貿易量が最大で、進出企業も多く、また1983年に両国政府間で「日中租税条約」を締結しているなど、経済面並びに税務行政面での繋がりが密な日本政府に対して、大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制を構築するための技術協力を要請した。 また、中国側は、日本がOECD加盟国の現状等を参考にしつつ日本国内で精緻な国際課税の執行体制を構築していることに日本に学ぶべき点を見出している。 日本以外の他ドナー（OECD、UNDP等）も国際課税を含む税務分野の協力を行っているが、日本は理論的な側面に加えてより実践的・実務的な内容を多く取り入れており、JICAプロジェクトでは日本の独自性を活かした協力が行われている。
	1-1-1 ターゲット・グループの選定は適正か？	国際課税に関する実務等を担当する 国家税务总局或いは地方国税局或いは税務署の職員が現地セミナー及び訪日研修に参加したかどうか。	・研究会、訪日研修の中国側参加者の内訳	(別添2、3) 達成度グリップド1、2 現地セミナー出席者リスト等	・資料レビュー				
1-2 手段の適切性	1-1-2 ・日本の技術の優位性はあるか？（日本に対象技術のノウハウが蓄積されているか、日本の経験を活用できるかなど）		中国側が日本に協力を要請した理由	事前評価書、	インタビュー				

	1-3 その他	<p>・事前評価以降のプロ ジェクトをとりまく環 境（政策、経済、社会 等）の変化はないか？</p>		<p>環境変化の有 無、変化の内 容</p>		<p>インタビ ュー</p>	<p>2003年末、中国の対外貿易総額は、704億元（約8400億ドル）を記録（世界第4位）し、また、国外からの中国向け直接投資及びその他投資の額は、契約ベースで11億6900万米ドルを記録するなど、中国経済の世界経済におけるブレゼンスはますます高まっている（中国統計年鑑2004）。わが国経済との関係においても、2004年にわが国の中国に対する輸出入金額が初めて対米の輸出入金額を上回って最大になる等、緊密化を続けている。こうした背景のもと、国家税務総局は、プロジェクト開始後に国際課税制度に関する通達の公表・法令の整備を進めている。2005年12月には、全国国際税収工作会議において、王力副局长が重点方針として二国間事前確認の促進等を発表する等、国際課税に精通した人材育成の二一ズは年々高まっている。</p> <p>①2005年4月：中国初のケースである二国間事前確認を日本と合意</p> <p>②2005年7月：相互協議手続きの暫定方法に関する通知（相互協議通達）（国税発[2005]115号）</p> <p>③2004年9月：関連企業間取引の事前確認に係る実施規則（APA通達）（国税発[2004]118号）</p>
--	---------	--	--	--------------------------------	--	--------------------	--

22

	妥当性の総合的評価						中国での多国籍企業の数、大企業等による海外企業との取引額は増加しており、こうした中中国にとつて大企業、多国籍企業への円滑な国際課税の実施体制の構築は優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中国経済協力の方針とも整合している。協力のアプローチ、ターゲット・グループの選定は適切であり、全体として本プロジェクトの実施の妥当性は高いと言える。
2. 効率性	2-1 アウトプットの達成度	2-1-(1) 成果の達成状況はどうか	【成果】 (1) 国家税務総局、地方国家税務局、及び地方税務局職員が日中租税条約に基づく国際課税制度の運用に関する日本側の現状、実施体制にかかるノウハウ、過去の経験を習得し、日本側税務当局関係者等との意見交換をつうじて、国際的な運用基準に基づく国際課税制度（特に移転価格税制や事前確認制度など）の運用・実務に係る理解を深める	・実績（成果） ・実績（成果）	・実績（成果）（別添2（達成度グリップド2） ・中国側関係者へのヒアリング結果	・インタビュー ・資料レビュー	プロジェクト活動をつうじて、中国側の税務行政当局者の国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解は相当程度深まった。また、国際的な運用基準をふまえた国際課税の実施体制の構築に向けた税務行政面での執行体制の強化・充実が進んだ。 他方、中国側は、事前確認制度が未だ浸透するまでに至っていないと現状を評価しており、中国側カウンターパートは引き続き事前確認の運用に関する実践的な経験を積む必要がある。 また、タックス・ヘイブンの等の国際的な課税回避への対応に関する対応についても日本及びOECD加盟国の知見・経験に学びつつ、その充実を図っていく必要がある。

			<p>(2) 国家税務総局、及び地方税務局職員が税務行政面での大企業、多国籍企業に対する適切な管理制度及びその実施体制に関し、専門的かつ実践的な知識・ノウハウを、日本及びOECD加盟国の現状及び過去の経験をつうじて学び、これら税制度の実務・管理能力を高める。</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットグループの理解度・実務能力の向上の有無。 				
--	--	--	--	--	--	--	--

	2-2 因果関係	2-2-(1) アウトプットを産出するためには十分な活動か？	・中国側のニーズに応じた講義内容・研修内容	・活動内容に対する中国側関係者等の評価等 ・JICA 専門家の所感等	・前述の現地セミナーに関するアンケート調査結果、及び訪日に関するクエスチョネア集計結果（別添 1、2（達成度グリッド 1、2）） ・JICA 専門家の報告等	・資料レビュー ・インタビュー	<p>現地セミナー及び訪日研修ともに、中国側カウンスラーは、有意義な内容であると評価している。国際課税のうち移転価格関係及び関連の調査手法については、十分な活動内容であった。</p> <p>なお、以下の分野については、活動内容として十分に引き上げていない。</p> <p>ひとつは、事前確認であり、中国において制度化された日が浅いこともあり、より実践的な技術移転は 2005 年度の現地セミナー以降、本格的に取り上げた。また、タックス・ヘイブンの国際的な課税回避への対応を進める手法として、租税条約に基づく情報交換があり、中国においても日本の関連の制度運用の経験、ノウハウを紹介することによりその充実に図っていく必要がある。</p>
--	----------	--------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	---	--------------------	--

						<p>(1) 2004年度の現地セミナーに関し、アンケート回答者137名の約9割が講師の満足度(5段階評価)で「良い」と回答した。</p> <p>(2) 訪日研修に関し、研修員は、「研修講師は国際課税に関する豊富な経験、知識、指導力を有する」と評価している。以上から中国側のニーズに応じた投入を行った。他方、達成度前項2-2-(1)に記載のとおり、現地セミナーに関し研修期間の延長を希望する要望が多く、追加的な投入が望まれる。</p>
	2-2-(2) アウトプットを産出する ために十分な投入であったか?	<ul style="list-style-type: none"> ・中国側のニーズに応じた現地セミナーの講師派遣及び研修員受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣実績 ・研修員受入実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述の現地セミナーに関するアンケート調査結果、及び訪日に関するクエスチョネア集計結果(別添1、2(達成度グリッド1、2)) ・JICA 専門家の報告等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・インタビュー ・ビュー 	<p>(1) 2004年度の現地セミナーに関し、アンケート回答者137名の約9割が講師の満足度(5段階評価)で「良い」と回答した。</p> <p>(2) 訪日研修に関し、研修員は、「研修講師は国際課税に関する豊富な経験、知識、指導力を有する」と評価している。以上から中国側のニーズに応じた投入を行った。他方、達成度前項2-2-(1)に記載のとおり、現地セミナーに関し研修期間の延長を希望する要望が多く、追加的な投入が望まれる。</p>
	2-2-(3) その他(投入のタイミング、コスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画と投入実績の比較 ・類似案件の総投入コスト、1回の研修にかかるユニットコストとの比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・投入実績 ・総投入コスト ・類似案件のアウトプットの種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添1(達成度グリッド1) ・他ドナーの動向 ・中国側関係者へのヒアリング結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・インタビュー ・ビュー 	<p>(投入のタイミング)</p> <p>投入のタイミングは、当初計画どおりであった。</p> <p>(コスト)</p> <p>全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られている。本プロジェクト実施の効率性は高い。</p>

<p>2. 有効性</p>	<p>2-1 プロジェクト目標の達成度</p>	<p>2-1-(1) プロジェクト目標は達成されるか</p>	<p>【目標】日本の国際課税制度に関して、制度運用、徴収実務等の実務的な観点から日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を中国側に紹介・提示すること、中国側の税務行政当局が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め、円滑な国際課税制度の実施に向けたい。【判断基準】(1) 現地セミナー・訪日研修の成果をふまえて参加</p>	<p>(1) 現地セミナー、訪日研修に参加した国際課税担当者、及びアンケート調査等で研修内容がどの程度実務に役立つと回答したか？</p> <p>(2) 執行体制強化の進捗状況（可能であれば、プロジェクトによるものと、中国側取り組みによるもの）</p>	<p>(1) 中国側関係者へのヒアリング結果</p> <p>(別添2) 達成度グリッド2</p> <p>(2) 中国側関係者へのヒアリング結果（レポート等があれば尚可）</p>	<p>・インタビュー ・資料レビュー</p>	<p>プロジェクト目標である「日本側が有する技術、ノウハウ、過去の経験等を紹介・提示することをつうじて、中国側の税務行政当局が国際課税制度に関する国際的な運用基準への理解を深め」ること、「円滑な国際課税制度の実施体制構築に向けた税務行政面での執行体制が強化される」ことは以下の点を除いて概ね達成されたと考えられる。</p> <p>国際課税制度に関し、引き続き中国側としてノウハウ・経験の蓄積が必要となる課題として、①事前確認制度の活用・拡大、②国際的な課税回避に対する対応の充実を図るため、租税条約に基づく情報交換の活用・拡大が挙げられる。</p>
---------------	-------------------------	--------------------------------	--	---	--	----------------------------	--

中华人民共和国相关政府机构与日方项目结束评估调查团
关于税务行政改善支持项目的技术协议备忘录

关于中华人民共和国税务行政改善支持项目（以下称“项目”），根据2004年7月14日中日双方签署的会谈纪要，为了对项目目前为止的活动进行监测、评估项目成果，独立行政法人国际协力机构（以下称“JICA”）组成了由渡边雅人为团长的日方项目结束评估调查团，于2006年3月15日至2006年3月24日在中华人民共和国开展了调查。

调查期间，调查团与中华人民共和国国家税务总局的相关人员（以下称“双方”）对项目进行了一系列的意见交换。双方共同对项目活动进行了监测，对项目成果进行了评估和分析。

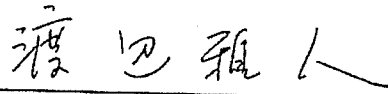
协商结果，双方同意附属文件中记载的各项内容，并在双方同意的基础上将评估结果汇总成项目结束联合评估报告。

本协议备忘录由中文版、日文版构成，一式二份，同为正本。

北京市
2006年3月24日



中华人民共和国
国家税务总局
国际税务司 司长
王 小平



项目结束评估调查团 团长
独立行政法人国际协力机构
中华人民共和国事务所
副所长 渡边 雅人

附属文件

中日双方于 2006 年 3 月 24 日在北京进行了协商，确认了以下内容。

1. 项目结束联合评估报告（附件）

在双方达成一致意见的基础上，中日双方确认了附件的项目结束联合评估调查结果。

完

附件

1、联合评估调查报告（项目结束评估）



附件

中华人民共和国
税务行政改善支持项目

项目结束联合评估报告

2006年3月

②

2

报告书目录

第 1 章	评估调查的概要	1
1-1	派遣调查团的经过和目的	1
1-2	调查团的构成及调查时间	1
第 2 章	评估方法	2
2-1	调查程序	2
2-2	调查内容	2
第 3 章	评估结果	3
3-1	投入情况	3
3-2	成果（产出）的完成情况	3
3-3	项目目标的完成情况	6
3-4	对实现最终目标的预测	6
3-5	项目活动的进展管理	6
3-6	根据 5 项评估内容进行评估和分析的结果	7
3-6-1	妥当性	7
3-6-2	有效性	7
3-6-3	效率性	7
3-6-4	其他	8
3-7	结论	8
第 4 章	建议和启示	8
4-1	建议	8
4-2	启示	9
附件		
1	目标完成评价表 1（投入情况、活动）	10
2	目标完成评价表 2（成果的完成情况）	16
3	评价表	19

第1章 评估调查的概要

(序文)

根据2004年7月14日中华人民共和国政府与日本之间签署的会谈纪要,2004年4月1日至2006年3月31日期间实施了中华人民共和国 税务行政改善支持项目(以下称“项目”)。

按照上述会谈纪要的基本计划,项目目标及最终目标如下。

【项目目标】

关于日本的国际税收制度,从制度运用、税收业务等务实的角度出发,通过向中方介绍并提供日本拥有的技术、技巧以及过去的经验,加深中方税务行政事务当局对有关国际税收制度的国际运用标准的理解,构建完善的国际税收制度实施体制,强化税务行政事务层面的执行体制。

【项目总体目标】

改善对在中国的跨国企业等企业的国际税收的实施体制,促进中日之间及中国与各国企业之间的经济交流。

1-1 评估目的

评估的目的如下。

- (1)根据JICA事业评估导则的“5项评估”,在税务行政改善支持项目结束时进行项目评估,掌握项目的实际成果及实施程序,从妥当性、效率性、有效性等角度开展评估,综合考察是否完成了项目目标。

1-2 调查团的构成及调查时间

<联合评估调查团的构成>

【日方评估成员】

负责	姓名	工作单位等
总负责(团长)	渡边 雅人	JICA 中华人民共和国事务所 副所长
国际税收	伏见 俊行	国税厅长官官房付
评估计划、评估分析	黑田 龙二	JICA 中国事务所 所长助理、企画调查员
翻译1(3月15日)	于 殿 文	语虹舍(北京)咨询有限公司
翻译2(3月17日)	吉永叶子	语虹舍(北京)咨询有限公司
翻译3(3月20日)	金 美 兰	语虹舍(北京)咨询有限公司

【中方评估成员】

负责	姓名	工作单位等
总负责（团长）	朱敬	国家税务总局国际税务司 外事处 处长
副团长	夏光宇	国家税务总局国际税务司 反避税工作处 官员

<调查时间>

2006年3月15日至3月24日（10日）

第2章 评估方法

2-1 调查程序

由中日双方组成的联合评估调查团调查了过去的项目记录等资料，并对项目相关人员进行访问调查等。调查团从PCM评估条款的角度出发，编制了评价表，对项目开展了分析和评估。

2-2 调查内容

（1）计划完成情况

按照会谈纪要的基本计划，检查项目的投入、成果的完成情况。

（2）各项评估内容的分析

【妥当性】

对项目所要达到的效果（项目目标和最终目标）在评估阶段是否妥当（目标群体的选择是否合理？是否符合目标群体的需求？技术转让的方法是否合适？问题和课题的解决对策是否合理？对象国与日本的政策是否具有 consistency？项目战略、方式是否合理等）进行分析。

【有效性】

确认项目的实施是否给受益者或社会带来了方便（或可能带来方便）。

【效率性】

关注项目的成果与效果的关系（产出的完成情况、因果关系、投入的时机），确认是否有效地利用了资源。

第 3 章 评估结果

3-1 投入情况

投入情况如附件 1（目标完成评价表 1）所示。概要如下。

投入项目	投入计划(根据会谈纪要)	投入的实际情况
日方的投入		
短期专家(当地研讨会讲师)	每年度约 6 人	2004 年度: 短期专家 6 人 2005 年度: 短期专家 9 人 共计 15 人
对口人员的赴日进修	每年度 10 人×1 次	2004 年度: 进修学员 10 人 2005 年度: 进修学员 10 人 共计 20 人
其他	提供器材等	笔记本电脑 1 台、便携式投影仪 1 台 (合计金额: 40,700 人民币)
	资料等	日本提供了讲师的讲义、资料等等中译文
中方的投入		
配备对口人员	配备对口人员	【赴日进修】 2004 年度: 10 人 2005 年度: 10 人 共计 20 人 【当地研讨会】 2004 年度: 183 人 (64 人+45 人+74 人) 2005 年度: 182 人 (75 人+44 人+63 人)
其他	1. 当地研讨会的会场、实施经费 2. 为专家提供方便 3. 中方参加人员的人力费	1. 中方提供了当地研讨会会场及经费等, 并为专家提供了方便。 2. 中方承担了参加项目活动的中方人员的人力费等。

关于当地研讨会, 根据监测结果等, 2005 年度的研讨会日期增加了 1 天, 专家的派遣人数也从 2 名增加到 3 名, 日方增加了投入。总体来说, 合理开展了必要的投入, 并有效地体现在了产出中。

3-2 成果(产出)的完成情况

从项目整体上看, 通过各项项目活动, 中方税务行政机关在很大程度上加深了对国际税收制度方面的国际准则的认识。并且, 为建立根据国际准则开展国际税收的体制, 税务行政方面的执行体制得到了进一步加强和充实。具体地说, 比如在进行转让定价调查及相关税收时, 与国际接轨的恰当的处理方式正在逐渐普及; 对预约定价特别是双边预约定价的认识有

所加深，今后预计将会进一步充分利用；对实施转让定价调整后产生的双重征税问题有了进一步理解，等等，在税务执行情况上有了改观。基于以上各点，评估认为日本国税厅的先进经验发挥了积极的作用。

另一方面，另一方面，中方认为，预约定价制度目前仍需进一步深入研究，中方相关人员需要继续积累开展预约定价方面的实践经验。

同时认为，还需要学习日本和 OECD 成员国的见解和经验，为充实对避税地等国际避税问题的管理，要更有效地依据税收协定进行情报交换。

各项活动的具体成果的完成情况如下。

(1) 成果 1：赴日进修

【成果】

国家税务总局、地方国家税务局及地方税务局的工作人员学习掌握日本方面以中日税收协定为基础的国际税收制度的运用情况、实施体制的相关知识和过去的经验；通过与日本税务相关人员交换意见，加深对以国际运用标准为基础的国际税收制度(特别是转让定价制度及预约定价制度等)的运用、实际业务的理解。

【指标】

对进修的满意程度以及进修成果对本国的适用程度(问卷统计)

【调查结果】

对于进修结束时问卷调查中的对进修的满意程度、进修成果对本国的适用程度等 2 个问题，全体进修人员都做了下列“完全(或大部分)满意”和“好(或非常好)”的回答。

(1) 2004 年度赴日进修

① 对进修的满意程度

完全满意(fully met) / 10 人中 7 人

大部分满意(mostly met) / 10 人中 3 人

② 进修成果对本国的适用程度

完全符合(fully met) / 10 人中 6.5 人

大部分符合(mostly met) / 10 人中 3.5 人

(2) 2005 年度赴日进修

① 对进修的满意程度

完全满意(fully met) / 10 人中 2 人

大部分满意(mostly met) / 10 人中 8 人

② 进修成果对本国的适用程度

非常好(very good) / 10 人中 1.5 人

好 (good) / 10 人中 6 人

国家税务总局在项目执行期间下发了《关于中国居民（国民）申请税务相互协商程序暂行办法》的通知、关于《关联企业业务往来预约定价实施规则》等国际税收制度方面的通知，对国际税收的相关业务进行了规范，在采取这些措施时参考了日本国税厅的先进措施。

并且，参加赴日进修的进修人员，回国后在国际税收领域担当着重要的角色，表明赴日进修的成果为进一步提高实际能力作出了贡献。

【成果 1 的完成情况】

日方机构的国税厅、税务大学从 1994 年起就开展了本项目以外的税务领域赴日培训，接收中国政府的相关人员，2005 年度共举办了 11 次赴日进修，由于上述原因，进修人员对其接待体制及充实的教学内容等给予了高度的评价。

从问卷调查统计结果看，进修人员对进修的满意程度、进修成果对本国的适用程度等 2 个问题都给予了基本满意的回答。也有意见认为背景介绍及概论所占时间过长，但基本获得了赴日进修预想的成果。

(2) 成果 2：当地研讨会

【成果】

国家税务总局及地方税务局的工作人员通过日本及 OECD 加盟国的现状和过去的经验，学习在税务行政方面关于对大企业、跨国公司的适度管理体制以及实施体制的专门性、实践性的知识、技能，提高这些税收制度的实际业务及管理能力。

【指标】

①讲座内容是否有用等问题的回答数（问卷统计）

②JICA 专家的感受等

【调查结果】

①关于 2004 年度的当地研讨会，问卷调查回答者中约有 75% 的人认为“进修教学内容符合中国的需求”，67% 的人认为“有利于今后的业务开展”，另外，对各项回答为“理解”的不到半数。

2005 年度，研讨会日期增加了 1 天，派遣专家人数由 2 名增加到 3 名，另外还大量增加了根据当地实际案例设定了非常接近实际业务的详细条件的事例研究及职务实习教育训练方式的内容。

②派遣专家的感受是通过当地研讨会，实际负责国际税收的工作人加深了对根据 OECD 准则等国际规则的转让定价调整及预约定价的执行、审查和在相互协商方面应研究事项等内容的

理解。

【成果 2 的完成情况】

国家税务总局以及地方税务局的国际税收负责人等项目受益群体，通过参加当地研讨会掌握了对大企业、跨国企业在税务行政事务层面的恰当的管理制度及其实施体制的专业性和实践性知识及操作技巧，同时参考日本以及 OECD 成员国的现状与过去的经验，进一步理解了以国际规则为准的国际税收的执行方法。

3-3 项目目标的完成情况

“介绍、展示日方所掌握的技术、知识、以及以往的经验，以此加深中方税务行政机关对国际税收制度方面的国际通用标准的理解”，以及“加强税务行政执行体制，促进国际税收制度实施体制的建立”的项目目标，除以下两点外基本实现既定目标。

在国际税收制度方面，为实现项目目标有两个课题函待解决：①运用预约定价制度、②加强对税收协定所规定的国际避税问题的管理。

3-4 对实现总体目标的预测

2005 年 12 月，在全国国际税收工作会议上，国家税务总局王力副局长提出要“规范开展预约定价”、“认真做好反避税基础工作”，因此与项目开始时相比，国际税收官员的人才培养需求进一步扩大。

中国在全国 7 个地方设有国家税务总局系列的省级培训中心（扬州、湖南、大连、广西、安徽、重庆、江西），正在以此为基地加强国际税收等税务行政方面的培训。另外还有很多省级以下的税务培训中心，但并不是在所有的培训中心都可以有机会接受运用国际准则执行国际税收的培训。因此，中国政府现在或今后计划利用日本、OECD、UNDP 等多个渠道引进外国的经验和技能。

上述情况表明，要实现“改善对在中国的跨国企业等企业的国际税收的实施体制，促进日中之间及中国与各国企业之间的经贸交流”的项目总体目标，还需要中方进行更长期的努力。

3-5 项目活动的进展管理

中方对口人员与 JICA 中国事务所根据需保持经常性的联络，双方探讨了活动进展和改善的对策方针。项目活动进展及成果的完成情况通过问卷调查等得以验证。从整体上看，项目的监测和管理体系正常的发挥了功能。

3-6 根据5项评估内容进行评估和分析的结果

3-6-1 妥当性

在中国，跨国企业的数量以及大企业与海外企业的贸易额日益增加，在此情况下，对中国来说，构建针对大企业和跨国企业的完善的国际税收实施体制成为急需优先解决的课题，同时，对该课题的合作也符合日本对华经济合作的方针。合作方式、目标群体的选择恰当，整体而言，可以说实施此项目的妥当性高。

3-6-2 有效性

项目最初计划的活动实质上都已结束，除①预约定价的运用、②对税收协定所规定的国际避税的管理这两个方面之外，可以说项目的活动对实现项目目标是有效的。

除以下方面之外，可以认为基本上实现了项目目标。

在国际税收制度方面，为实现项目目标有两个课题函待解决：①进一步有效利用预约定价制度；②为加强对国际避税的管理，更有效地依据税收协定进行情报交换。

在项目有效性上，特别是①项目开始后，国家税务总局下发了相互协商通知、预约定价实施规则等与国际税收制度有关的通知，推进了国际税收相关业务的规范化；②对双边预约定价的认识有所加深，预计今后将会进一步扩大利用；③对解决转让定价调整实施后产生的双重征税问题有了进一步理解，在税务执行情况上有了改观，对此中方认为日本国税厅的先进经验发挥了积极的作用，由此得以确认项目成果对中方在解决相关问题上产生了相应的效果。

3-6-3 效率性

成果（产出）的完成情况正如项目实际成绩中陈述的那样，基本上完成了成果，但从问卷调查结果等方面判断，参加当地研讨会的地方税务局相关人员是否完全理解了日本或 OECD 成员国的知识和经验以及以国际规则为准的国际税收的执行方法等还存在着一一定的疑虑。

关于投入的量、质、时机，从整体看比较合理，对有效且高效的产出提供了条件。

在成本方面，根据题目、内容以及不同的对象分别开展赴日进修和当地研讨，通过授课在短时间内集中进行知识的转让，整体来看以较少的投入获得了成果，可以说项目实施的效率很高。

3-6-4 其他

· 中方提出, 本项目的实施情况显示, 在向当地研讨会派遣短期专家时, 分为以下两种类型派遣专家效率较高, 希望继续以这种形式实施。

- ① 由对国际规则方面的理论和整体思想具有充分认识的专家进行概论培训。
- ② 具有专业技术、知识和经验的专家。

· 在当地研讨会方面, 有部分参加者在问卷调查中回答未能充分理解培训内容。由于各地区工作人员的知识、经验水平等有所差别, 如果可以针对各地区实际情况进行更细致的培训, 估计可以更进一步提高项目成果的效果。当地研讨会上, 一部分参会人员对培训内容没有完全理解, 需要根据各地区人员的知识和经验水平等地区的实际情况, 分别采取具体的对策。

应掌握参加当地研讨会及赴日进修的中方相关人员在实际工作中应用了多少进修和研讨会的成果, 以及在实际运用中遇到的新问题、新课题等, 并以这些信息为参考, 在制定当地研讨会和赴日进修的教学计划中反映出来, 这样就能够进一步提高培训效果。

3-7 结论

从项目整体上看, 最初规划的活动都按计划实施了。如上述 3-1 至 3-6 所示, 除部分课题外, 项目目标基本上按计划实现了。

在实现项目目标上要求解决的课题有两项: ①进一步有效运用预约定价制度; ②为完善对国际避税的管理, 有效运用税收协定, 进一步开展情报交换工作。项目开始到合作期结束之前进行追加性投入有一定困难, 要解决上述课题, 将项目合作期延长 1 年, 继续开展活动或许较为妥当。

另外还有一点也很重要, 在项目结束之后, 中方也要不断发展本项目、以及 1994 年以后的 11 年时间里所实施的税务行政领域的合作成果, 不断完善国际税收的执行体制。

第 4 章 建议和启示

4-1 建议

· 在国际税收制度方面要解决的课题是, 在①进一步有效运用预约定价制度、②为完善对国际避税的管理而进一步有效运用税收协定进行情报交换这两方面, 中日双方要携

手解决，尽早进行研究。

- 在项目结束之后，为了不断发展以往在税务行政方面的合作成果，完善国际税收执行体制，中方需要对回国的进修人员和当地研讨会的参加人员进行追踪调查。
- 在税务行政方面，除国际税收以外，经过中方的自主努力可以说已经达到了可以进行自我完善的阶段。而国际税收方面，中方希望日方不断提供支持。中日两国的经贸关系正在更加地密切，所以如果中方对更为中长期的制度建设、人才培养目标、地区优先顺序、具体专题等进一步明确，那么重点针对国际税收领域继续提供支持则意义重大

4-2 启示

- 在预约定价制度方面，较多地采用了案例分析和现场模拟等方式，根据实际案例进行了相当接近实际工作的具体条件设定，对加深当地研讨会参加者的理解发挥了很大的作用。

完

目标完成评价表 1 (投入计划 / 实际成绩对照表) (草案)

领域	活动	日方投入计划	中方投入计划	实际成绩
【当地研讨会】				
【活动 1】	对地方国家税务局干部、地方税务局干部及实际业务负责人(每年约 60 名)进行关于(1) 税务行政方面的大企业及跨国公司的管理制度及实施体制(2) 转移定价制度(预约定价制度及实施体制)的进修题目的专门性、实践性内容的知识传授及培训。研讨会内容以日本及 OECD 加盟国的现状 & 过去的经验为基础。	<p>• 为举办以地方税务局相关人员为对象的研讨会, 派遣作为研讨会讲师的日本专家、有识者(2004 年度、2005 年度预定分别派遣 6 名)的相关旅费和人力费</p> <p>【2004 年度(JFY)】</p>		<p>【江苏省研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称: (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 小林 正彦 / 国税厅· 税务大学研究部国际进修部 教授 派遣期间: (1) 2004. 12. 17~2004. 12. 23、(2) 2004. 12. 16~2004. 12. 23 * 以省国税局干部为主的 64 名负责国际税收的工作人员等人参加</p> <p>【大连研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称: (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 泽田 耕 / 国税厅· 税务大学研究部国际进修部负责人 派遣期间: 2005. 2. 28~2005. 3. 4 * 以大连市国税局干部为主的 45 名负责国际税收的工作人员参加</p> <p>【重庆市研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称: (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 泽田 耕 / 国税厅· 税务大学研究部国际进修部 教授 派遣期间: 2005. 3. 23~2005. 3. 26 * 以重庆市国税局干部为主的 74 名负责国际税收的工作人员参加</p>

				<p>【无锡研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称： (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 和波 英雄 / 国税厅税务大学研究部 国际支援室 教授 (3) 高久 隆太 / 国税厅税务大学和光校区 研究部 教授 派遣期间：(1)2005.12.12~2005.12.16 * 以江苏省国家税务局干部为主的 75 名国际课税担当工作人等人参加</p> <p>【宁波研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称： (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 小林 正彦 / 国税厅· 税务大学研究部国际进修部 教授 (3) 西野 武 / 国税厅税务大学研究部国际支援小组 教官 派遣期间：2006.2.20~2006.2.24 * 以浙江省宁波市国税局干部为主的 44 名负责国际税收的工作人参加</p> <p>【广州研讨会】 专家姓名 / 所属单位名称： (1) 伏见 俊行 / 国税厅长官官房付 (2) 小林 正彦 / 国税厅· 税务大学研究部国际进修部 教授 (3) 西野 武 / 国税厅税务大学研究部国际支援小组 教官 派遣期间：2006.3.6~2006.3.10 * 以广东省国家税务局干部为主的 63 名国际税收担当工作人等人参加</p>
--	--	--	--	--

【2005 年度 (JFY)】



	<p>• 在中国国内举办研讨会的有关日本专家的资料等的翻译费 【2004年度、2005年度(JFY)】</p>		<p>• 日方为举办各研究会，将日本专家准备的讲义、资料等译成中文，提供给国家税务总局。</p>
	<p>• 在中国国内举办研讨会的准备工作(含与举办地的地方税务局的联络、协调)以及承担准备和实施研讨会的相关经费。</p>	<p>• 为日本专家(派遣的研讨会讲师)的机场所送、车辆、翻译、住宿以及研讨会会场和安排讲座所需的资料器材等方面提供方便。</p>	<p>• 中方负责举办各种研究会的准备工作、研讨会的准备、日本专家的机场所送、车辆、翻译、住宿、研讨会会场及安排讲座所需的资料器材以及承担中方参加人员的人力费。</p>
	<p>【2004年度、2005年度(JFY)】</p>	<p>• 承担参加本项目活动(在中国国内的研讨会及赴日进修)的中方人员的人力费。</p>	

		器材提供 【2005 年度 (JFY)】 中方追加申请		• 日方提供在地方研讨会上中方相关人员及日本专家进行讲座、演示用的笔记本电脑 1 台 (型号: Sony VGN-S48CP/B) 和便携式投影仪 1 台 (型号: InFocus LP-120) (合计金额: 40,700 人民币)。
【赴日进修】 (2) 国际税收制度 赴日进修 以国家税务总局和 地方国家税务局的 共计 10 名干部 为对象, 2004 年度 和 2005 年度各开 展了一次关于国际 税收制度运用实况 的赴日进修。	• 以国家税务总局干 部、地方税务局干部为 对象的国际税收制度 赴日进修的相关旅费 及进修经费。 【2004 年度 (JFY)】	【2004 年度 税务条约日本进修】 期间: 2004. 4. 7~2004. 4. 24 (18 天) 进修人数: 10 名 进修人员姓名 / 所属单位名称: 付 树林 / 国家税务总局国际税务司征收管理处 处长 姜 学峰 / 江苏省南京市国税局大型企业管理局 (国际税务管理处) 分局副局长 徐 伟 / 湖南省国税局国际税收管理分局 科员 马 琳 / 深圳市国税局国际税务管理处 助理调研员 杨 波 / 重庆市国税局国际税收管理处 副处长 乐 秀琪 / 上海市国税局所得税二处 (国际税收管理处) 处长 洪 景阳 / 厦门国税局国际税务管理处 科长 甘 志民 / 广西自治区国税局征收和国际税收管理处 处长 刘 旭萍 / 北京市地方税务局国际税务分局 科长 黄 仕明 / 河南省国税局 副局长		

		<p>【2005年度 税务条约日本进修】 期间：2005.6.6~2005.6.25 (20天) 进修人数：10名 进修人员姓名 / 所属单位名称：</p>	<p>贺连堂 / 国家税务总局国际税务司反避税处 处长 夏光宇 / 国家税务总局国际税务司反避税处 科长 毕研忠 / 山东省国税局国际处 副处长 廖立公 / 重庆市国税局国际处 副处长 杨理 / 宁波市国税局国际处 副处长 黄碧波 / 浙江省国税局国际处 科长 白凤九 / 大连市国税局国际处 科长 雷虹云 / 厦门市国税局国际处 科长 华学诚 / 江苏省无锡市国税局国际处 科长 李伟军 / 深圳市地税局第七稽查分局 副科长</p>	<p>• 承担参加本项目活动（在中国国内的研讨会及赴日进修）的中方人员的人力费。 • 中方负责安排参加2次赴日进修的20名进修人员并承担人力费等相关费用。</p>
	<p>【2005年度(JFY)】</p>			

④

【其他】	中方项目负责人 安排		国家税务总局负责 本项目实施及运行 的部门为国际税务 司，负责人为张志勇 司长。国家税务总局 在该负责人手下安 排本项目的具体承 办人员。	<ul style="list-style-type: none"> 中方安排以下工作人员为本项目具体承办人。 朱敬 / 国家税务总局国际税务司外事处 处长 夏光宇 / 国家税务总局国际税务司反避税处 科长
------	---------------	--	--	--

2

目标完成评价表 2 (成果) (草案)

领域	成果	信息来源	指标 (期待的结果)	备注
【赴日进修】	<p>(1) 国家税务总局、地方国家税务局及地方税务局的工作人员学习掌握日本方面以中日税收协定为基础的国际税收制度的运用情况、实施体制的相关知识和过去的经验; 通过与日本税务相关人员交换意见, 加深对以国际运用标准为基础的国税收入制度 (特别是转让定价制度及预约定价制度等) 的运用、实际业务的理解。</p>	<p>(1) 赴日进修结束时, 评估会的评价内容等</p>	<p>(1) 对进修的满意程度以及进修成果对本国的适用程度: 问卷调查</p>	<p>[问卷调查]</p> <p>(1) 2004 年度</p> <p>①对进修的满意程度 完全满意 (fully met) / 10 人中 7 人 大部分满意 (mostly met) / 10 人中 3 人</p> <p>②进修成果对本国的适用程度 完全符合 (fully met) / 10 人中 6.5 人 大部分符合 (mostly met) / 10 人中 3.5 人</p> <p>(2) 2005 年度</p> <p>①对进修的满意程度 完全满意 (fully met) / 10 人中 2 人 大部分满意 (mostly met) / 10 人中 8 人</p> <p>②进修成果对本国的适用程度 非常好 (very good) / 10 人中 1.5 人 好 (good) / 10 人中 6 人</p> <p>[总结]</p>

				<p>国税务师大学承办的国别进修, 2005 年度共举办了 11 次, 进修人员评价称接待体制及教学内容相当充实。进修人员还提出了答疑等课程屡屡超过预定时间等, 以及 3 个星期的进修时间太短的意见。也有意见认为背景介绍及概论所占时间过长。基本实现了赴日进修的预定目标。</p>
【当地研讨会】				
	<p>(2) 国家税务总局及地方税务局的工作人员通过日本及 OECD 加盟国的现状和过去的经验, 学习在税务行政方面关于对大企业、跨国公司的适度管理体制以及实施体制的专门性、实践性的知识、技能, 提高这些税收制度的实际业务及管理能力。</p>	<p>(1) 监测 (问卷调查结果)、中方报告书 (仅 2004 年度) (2) JICA 专家的报告等。</p>	<p>(1) 讲座内容是否有用等问题的回答数: 问卷调查统计 (2) JICA 专家的感受等</p>	<p>(1) 关于 2004 年度的当地研讨会, 问卷调查回答者 137 名 (无锡 53 名、大连 36 名、重庆 48 名) 中约有 75% 的人认为 “进修教学内容符合中国的需求”, 67% 的人认为 “有利于今后的业务开展”, 另外, 对转让定价回答为 “理解” 的占 44%, 事前调查为 34%, 案件学习的占 41%, 不到半数。参加者对学习内容进行解说以及细致分析。关于讲义时间的问题只有 38% 的参加者认为 “适当”, 多数人希望延长讲义时间。”</p> <p>2005 年度在 2004 年度结果的基础上, 研讨会日增加了 1 天, 派遣专家人数由 2 名增加到 3 名, 另外还大量增加了根据当地实际案例设定了非常接</p>

22

				<p>近实际业务的详细条件的事例研究及职务实习教育训练方式的内容。</p> <p>(2) 通过当地研讨会, 实际负责国际税收的工作人员加深了对根据 OECD 导则等国际规则的转让定价税收以及事先确认的执行及审查和在相互协商方面应研究事项等内容的理解。</p> <p>另一方面, 作为支援方, 有必要采取符合不同地域工作人员的知识、经验水平等各地实情的细致措施, 通过中日间更顺利的意见沟通, 有望能取得更好的成果。</p>
--	--	--	--	---

2

评估表 (草案)

5 项	评估题目		判断标准、方法	所需数据	信息来源	数据收集方法	调查结果 (草案)
	大项	小项					
1、妥当性	I-1 必要性	<ul style="list-style-type: none"> • 是否符合对象国的开发政策? • 是否符合目标群体的需求? 		国际税收在中国税务行政事务中的定位	事先评估报告、实施机构的意见	<ul style="list-style-type: none"> • 资料调查 • 访问调查 	中国国家税务总局将构建针对大企业和跨国企业的完善的国际税收实施体制当作税务行政事务的重要课题,符合中方的政策方针。强化针对跨国企业经济活动的国际税收执行体制已成为当务之急,项目内容与作为目标群体的国际税收负责官员的需求相一致。
		<ul style="list-style-type: none"> • 是否符合日本的援助政策和 JICA 的国别事业实施计划? 		完善经济法在日本对华合作中的定位	事先评估报告、实施机构的意见、外务省网页	<ul style="list-style-type: none"> • 资料调查 	符合 2001 年 10 月日本内阁会议决定的对华经济合作计划的重点领域,即“支援改革开放”中的“为促进承担市场经济化的民间活动日益活跃,支援加强规范经济活动中的法律制度建设等的管理。”的内容。且此重点领域还与“支援民间活动”有关。

	1-3 其他	<p>•事先评估完成后，项目环境（政策、经济、社会等）是否会发生变化？</p>		<p>环境是否有变化，发生变化的内容</p>	<p>访问调查</p>	<p>2003 年末，中国的对外贸易总额达到了 704 亿元（约 8400 亿美元）的历史最高水平（世界第 4 位），并且外国向中国直接投资及其他投资额的合同金额达到了 11 亿 6900 万美元的历史最高纪录，中国经济在世界经济中的地位越来越高（中国统计年鉴 2004）。在中日经贸关系方面，2004 年日本对中国的进出口总额首次超过对美国的进出口总额达到最大，两国经贸关系持续加深。</p> <p>在这一背景下，国家税务总局在项目开始后下达了有关国际税收制度的通知，推进相关法令的建设。2005 年 12 月在全国国际税收工作会议上，王力副局长提出了重点推进双边预约定价等制度的建设，对精通国际税收人才的培养需求年年都在增长。</p> <p>①2005 年 4 月：中国第一次就双边预约定价制度与日本达成了共识</p> <p>②2005 年 7 月：关于启动税务相互协商程序暂行办法的通知（相互协商通知）（国税发[2005]115 号）</p> <p>③2004 年 9 月：关联企业间业务往来预约定价实施规则（APA 通知）（国税发[2004]118 号）</p>
--	-----------	---	--	------------------------	-------------	---

	妥当性的综合评估						<p>在中国，跨国企业的数量以及大企业海外企业的贸易额日益增加，在此情况下，对中国来说，构建针对大企业和跨国企业的完善的国际税收实施体制成为急需优先解决的课题，同时，对该课题的合作也符合日本对华经济合作的方针。合作方式、目标群体的选择恰当，整体而言，可以说实施此项目的妥当性高。</p>
2.效率性	2-1 成果的完成情况	2-1-(1) 成果的完成情况如何？	<p>【成果】</p> <p>(1) 国家税务总局、地方国税局、及地方税务局工作人员针对如何根据中日税收协定借鉴国际税收制度，就日方的现状和实体制等学习了日方的技巧和以往经验，与日方税收机构相关人员等交换了意见，由此对如何依据国际准则借鉴国际税收制度（特别是转让定价税制、预约定价制度等）开展工作加深了认识</p>	<ul style="list-style-type: none"> 实际成绩（成果） 	<ul style="list-style-type: none"> 实际成绩（成果）（附件2（目标完成评价表2） 对中方相关人员的访问调查结果 	<ul style="list-style-type: none"> 访问调查 资料调查 	<p>通过开展项目活动，中方税务机构的人员对于国际税收制度方面的国际准则则在一定程度上加深了认识。并且，为建立根据国际准则开展国际税收的体制，进一步加强和充实了税务行政方面的执行体制。</p> <p>另一方面，中方认为，预约定价制度目前仍需进一步深入研究，中方相关人员需要继续积累开展预约定价方面的实践经验。</p> <p>另外，对于如何处理避税地等国际避税问题，也需要学习日本和 OECD 成员国的知识和经验，并进行不断的充实。</p>

	2-2 因果关系	2-2-2-(1) 为了实现项目成果是否开展了充分的工作?	· 讲座内容和培训内容符合中方需要	· 中方有关人员等活动内容的 评价等 · JICA 专家的感受等	· 上述当地研讨会 的问卷调查结果、和赴日进修活动问卷调查结果（附件 1、2 表 1、2） · JICA 专家的报告等	· 资料调查 · 访问调查	中方对口人员认为,当地研讨会和赴日进修活动的内容都很有意义。国际税收中转让定价方面的内容及其相关调查手段等方面,都得到了充分的学习。 同时还认为,在以下方面,项目的活动内容还不是充分。 一个是预约定价,由于中国建立此项制度的历史还很短,在 2005 年度以后的当地研讨会上才正式进行注重实践的技术指导。并且,为了推进对避税地等国际避税问题的处理,要根据税收协定进行情报交换,中国也需要通过介绍日本在制度运用上的相关经验和技巧对此进行进一步充实。
--	-------------	----------------------------------	-------------------	--	---	------------------	--

22

		<p>2-2-(2) 为了实现项目成果,投入是否充分?</p>	<ul style="list-style-type: none"> 对当地研讨会的讲师派遣和进修人员的接收符合中方需要 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣专家实际情况 接收进修人员实际情况 	<ul style="list-style-type: none"> 上述当地研讨会问卷调查结果、和赴日进修活动问卷调查统计结果(附件1、2(目标完成评价表1、2)) JICA 专家的报告等 	<ul style="list-style-type: none"> 资料调查 问卷调查 	<p>(1)对于2004年度当地研讨会,在对问卷调查进行回答的137名中约9成对讲师的满意程度(5级评价)为“好”。</p> <p>(2)对于赴日进修活动,进修人员评价认为,“进修讲师在国际税收方面具有丰富的经验、知识和指导能力”。</p> <p>以上回答表明,对项目活动的投入满足了中方的要求。另一方面,正如项目完成情况前项2-2-(1)所记载的,对于当地研讨会又很多人希望延长进修时间,希望进一步追加对项目活动的投入。</p>
		<p>2-2-(3) 其他(投入时机和成本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投入情况与最初计划的比较 与类似项目的总投入成本、每次进修的单元成本的比较 	<ul style="list-style-type: none"> 投入情况 总投入成本 类似项目的成果内容 	<ul style="list-style-type: none"> 附件1(目标完成评价表1) 其他援助组织的动向 向中方有关人员访问调查的结果 	<ul style="list-style-type: none"> 资料调查 问卷调查 	<p>(投入时机) 投入时机与原计划一致。</p> <p>(成本) 整体以上较少的投入获得了产出(成果)。本项目实施的效率较高。</p>

22

<p>3、有效性</p>	<p>3-1 项目目标的完成情况</p>	<p>3-1 (1) 能否实现项目目标?</p>	<p>【目标】关于日本的国际税收制度，从制度运用、税收业务等务实的角度出发，通过向中方介绍并提供日本拥有的技术、技巧以及过去的经验，加深中方税务行政事务当局对有关国际税收制度的国际运用标准的理解，构建完善的国际税收制度实施体制，强化税务行政事务层面的执行体制。</p> <p>【判断标准】 (1) 根据参加当地研讨会和赴日进修活动的成果，判断负责国际税收人员的实际业务能力是</p>	<p>(1) 参加过当地研讨会和赴日进修活动的负责国际税收人员的近况，以及在问卷调查等活动中的回答是否回答了进修内容对实际业务产生了多大作用的问题? (2) 强化执行体制的进展情况 (如可能，请列出项目产生的结果和中方的措施结果)</p>	<p>【目标】关于日本的国际税收制度，从制度运用、税收业务等务实的角度出发，通过向中方介绍并提供日本拥有的技术、技巧以及过去的经验，加深中方税务行政事务当局对有关国际税收制度的国际运用标准的理解，构建完善的国际税收制度实施体制，强化税务行政事务层面的执行体制。</p>	<p>(1) 参加当地研讨会和赴日进修活动的负责国际税收人员的近况，以及在问卷调查等活动中的回答是否回答了进修内容对实际业务产生了多大作用的问题? (2) 强化执行体制的进展情况 (如可能，请列出项目产生的结果和中方的措施结果)</p>	<p>(1) 对中方相关人员的访问调查结果 (附件 2) 目标完成评价表 2 (2) 对中方相关人员的访问调查结果 (需要确认) (如有报告等材料也可)</p>	<p>· 访问调查 · 资料调查</p>	<p>“介绍、展示日方所掌握的技术、知识、以及以往的经验，以此加深中方税务行政机关对国际税收制度方面的国际通用标准的理解”，以及“加强税务行政执行体制，促进国际税收制度实施体制的建立”的项目目标，除以下两点外基本实现既定目标。 在国际税收制度方面，为实现项目目标有两个课题亟待解决：①进一步有效利用预约定价制度、②为加强对国际避税的管理，依据税收协定的规定，更有效地开展情报交换工作。</p>
--------------	----------------------	--------------------------	---	---	---	--	--	--------------------------	--

税務行政改善支援プロジェクト 終了時評価調査 日程

日順	月 日	曜日	スケジュール	備考
1	3月15日	水	14:00～17:00 国家税務総局との協議 ＜黒田団員、伏見団員、小杉職員*、神谷書記官*＞	北 京 市内
2	3月16日	木	15:00～16:00 団内打合せ ＜黒田団員、伏見団員＞	＂
3	3月17日	金	10:00～11:00 国家税務総局との打合せ ＜黒田団員、通訳＞ 11:30～13:30 団内打合せ ＜黒田団員、通訳＞	＂
4	3月20日	月	13:00～15:00 国家税務総局との協議（合同評価会） ＜黒田団員、伏見団員、小杉職員*、通訳＞	＂
5	3月24日	金	10:30～11:30 国家税務総局との協議（協議議事録署名） ＜渡辺団長、黒田団員、伏見団員、小杉職員*＞	＂

*オブザーバー参加